第１回審議会
資料１　　R7.12.9

宗像市災害廃棄物処理実行計画
《手引編》（案）

令和８年３月

宗像市

目　次

第１章 目的及び位置付け 1

第１節 手引の目的 1

１ 目的 1

２ 本手引の前提について 1

第２節 対象とする災害廃棄物等及び業務 2

１ 対象とする災害廃棄物等 2

２ 対象とする業務 3

第３節 手引の位置付け 4

第４節 手引の見直し 5

第５節 災害廃棄物処理の基本方針等 5

１ 処理の基本方針 5

２ 処理方法 5

３ 処理期間 5

４ 処理体制 5

第２章 災害への備え 6

第１節 災害の想定 6

第２節 仮置場の確保 7

１ 仮置場の選定基準 7

２ 住民専用集積所 7

３ 一次仮置場 8

４ 二次仮置場 8

第３節 分別区分の想定 9

１ 災害廃棄物等の分別区分 9

２ 片付けごみの分別区分 10

第４節 関係機関との連携 12

１ 庁内連携 12

２ 災害廃棄物等の担当組織 13

３ 玄界環境組合、福岡県等との連携 14

第５節 協定及び相互支援 16

第６節 資機材の調達 18

1 資機材の調達 18
2 必要となる資機材 18
3 資機材の調達等に関する協定 20

第７節 財源の確保 21
1 補助制度の活用 21
2 補助制度活用の手順 23
3 損壊家屋の解体撤去 24

第８節 計画及びマニュアルの作成 25

第３章 廃棄物処理施設等の状況確認 26

第１節 情報収集 26

第２節 施設等の被災状況の確認 27

第３節 処理継続の可否判断 28

第４章 災害廃棄物等の発生量の推計 29

第１節 災害廃棄物等の発生量の推計 29
1 地震災害による災害廃棄物等の発生量等の推計 29

第２節 災害廃棄物等の処理可能量 33

第３節 市民への暫定的な対応に関する周知 39

第５章 人員の確保及び体制の整備 40

第１節 災害対応体制の整備 40

第２節 協力要請 41

第６章 仮置場の設置及び管理運営 45

第１節 仮置場決定の流れ 45
1 住民専用集積所設置の流れ 45
2 一次仮置場設置の流れ 45
3 二次仮置場設置の流れ 46

第２節 仮置場の必要面積 47
1 一次仮置場の必要面積 47
2 二次仮置場の必要面積 47

第３節 仮置場の配置計画 49
1 一次仮置場（住民専用集積所）の配置計画 49

２ 二次仮置場の配置計画 49
３ 仮置場の配置計画の検討方法 51
第４節 仮置場の管理及び運営 53
１ 仮置場の管理及び運営 53
２ 仮置場の火災防止対策 54
３ 仮置場の管理及び運営体制 55
４ 仮置場の必要資機材 55
第７章 収集運搬 56
第１節 収集運搬体制 56
第２節 効率的な収集運搬 56
第８章 処理及び処分 57
第１節 処理及び処分体制 57
第２節 優先して処理すべき災害廃棄物等 57
第３節 災害廃棄物等の処理フロー 59
１ 災害廃棄物等の処理フロー 59
２ 処理、処分及び再資源化の方法 60
３ 通常のごみ 61
第４節 仮設処理施設 62
１ 仮設処理施設設置の判断 62
２ 仮設処理施設設置の手続 63
第９章 し尿処理 64
第１節 し尿収集量 64
第２節 仮設トイレの必要基数 65
第１０章 市民への広報及び啓発 66
第１節 広報及び啓発の内容 66
第２節 広報及び啓発手段 67
第３節 被災者相談窓口の開設 67

第１章　目的及び位置付け

第１節　手引の目的

１　目的

全国各地で地震や豪雨等の自然災害が頻発しているが、災害は突発的に起こり、規模や種類は様々で、発生する災害廃棄物は大量かつ多様な性状となっている。

その処理に当たっては平時と異なる対応が必要となることから、その処理をスムーズに行えるよう、宗像市災害廃棄物処理実行計画《手引編》（以下「本手引」という。）を策定するものである。

２　本手引の前提について

本手引は、「２章　第１節　災害の想定」において示したような宗像市（以下「本市」という。）のみでの対応が困難で、仮置場の設置や民間事業者及び他自治体との広域処理が必要となるような大規模災害時に策定する災害廃棄物処理実行計画を対象として検討した手引である。本市のみで対応できるような比較的小規模な災害に対しては、本手引の記載内容には検討不要な内容も含まれるため、全ての事項の検討を行うことで却って災害対応が遅れることが想定される。

そのため、本手引の前提として、上記で示したような大規模災害を対象とした各種対応事項を取りまとめるものとする。ただし、災害廃棄物処理実行計画の明確な策定基準は設けず、比較的小規模な災害であっても必要と判断した場合には、本手引に基づいて計画の策定を行う。

第２節　対象とする災害廃棄物等及び業務

１　対象とする災害廃棄物等

本手引において対象とする災害廃棄物等は、本市における災害廃棄物処理計画に基づき次のとおりとする。

表 1-1　対象とする災害廃棄物等

発生源	種類	廃棄物の例
地震や風水害により発生	木くず	柱、梁、壁材、流木等
	コンクリートがら	コンクリート片、コンクリートブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨、鉄筋、アルミ材等
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートくずや木くず、プラスチック、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したもの、農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
	腐敗性廃棄物	畳、水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビや洗濯機などの家電類で、被災により使用できなくなったもの
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、ＰＣＢ、感染性廃棄物等
	適正処理困難物	消火器、ボンベ類、漁網、石膏ボード等
	廃自動車等	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自動車
被災者や避難者の生活に伴い発生	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
	し尿	仮設トイレ等からの汲取りし尿

※引用資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」

２　対象とする業務

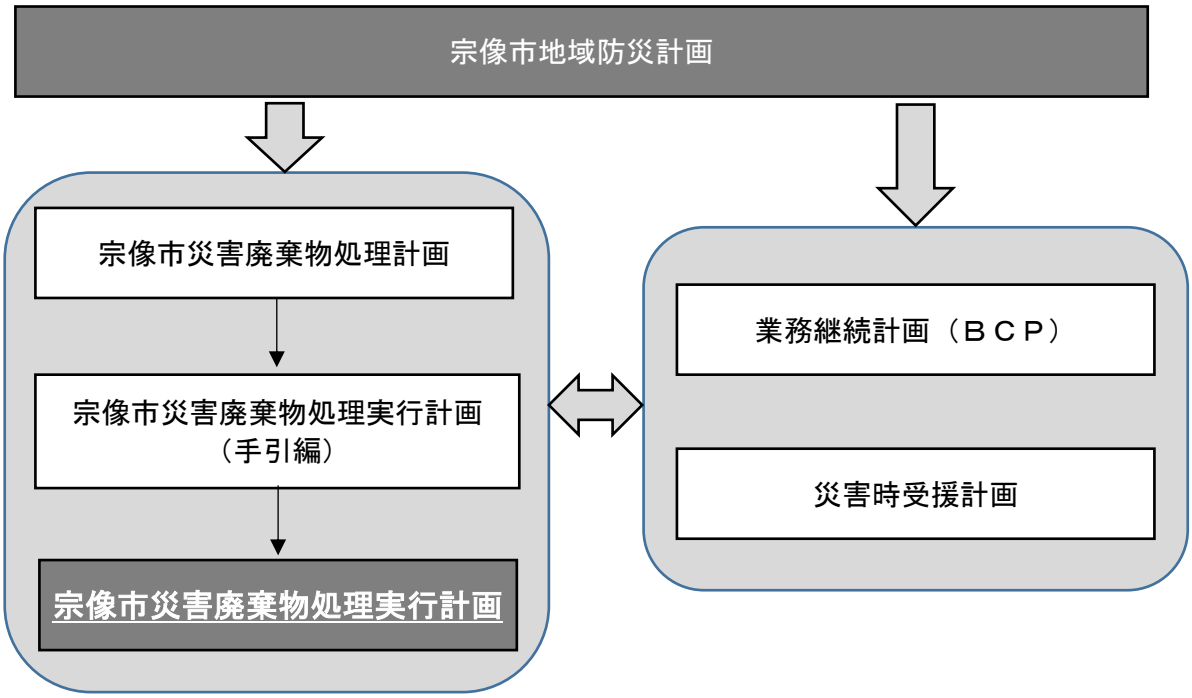
災害廃棄物等の収集運搬、処理、資源化、処分及びそれに関連する一連の業務とする。

・災害廃棄物処理計画を策定し、災害時における応急体制を確立
・一般廃棄物処理施設の耐震化及び補修等に必要な資機材の備蓄
・収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる態勢を整備
・仮設トイレやその管理に必要な物品の調達、備蓄等
・近隣市町及び民間団体等と災害時の相互援助協力体制を整備
・災害時に災害廃棄物の発生量を的確に把握し、処理及び処分の方法、処理の業務フロー（進行計画）、処理完了の時期等を含めた災害廃棄物処理実行計画を作成
・甚大な被害発生時は、国、県及び近隣市町と連携し、迅速に処理体制を構築
・仮置場の設置、維持及び管理
・ボランティア及び民間団体からの支援の受け入れ及び調整等
・市民からの解体及び撤去申請の受付、優先順位の調整等
・災害廃棄物の対応に関し、市民、関係団体等に対する啓発等　など

第３節　手引の位置付け

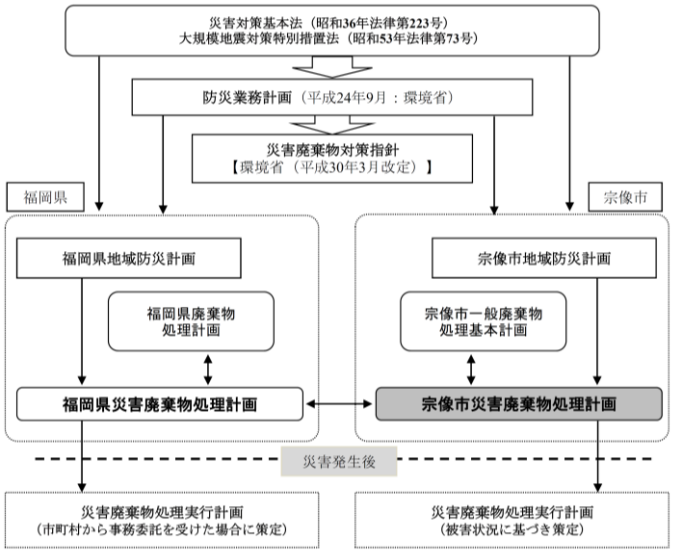
本市における本手引の位置付けを図　1－1 に示す。また、本市の各計画と関連法令及び関連計画の位置づけを図　1－2 に示す。

本手引は、災害発生時に作成する宗像市災害廃棄物処理実行計画を策定する際の参考とするものである。



※参考資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」

図　1－1　手引の位置付け



※引用資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」

図　1－2　本市の各計画と関連法令及び関連計画の位置づけ

第４節　手引の見直し

本手引は、宗像市地域防災計画、宗像市災害廃棄物処理計画、その他関連計画との整合を図るため各計画の改定時や法制度、社会情勢の変化等に応じて見直しを行う。

第５節　災害廃棄物処理の基本方針等

１　処理の基本方針

大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物等について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障がないよう適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理する。

２　処理方法

処理方法は、環境負荷の低減、資源の有効活用及び処分量の減量化の観点から、可能な限り分別、再生利用する。

また、災害廃棄物等の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理する。

３　処理期間

処理期間は、本市における災害廃棄物等の発生量及び処理可能量を踏まえ、県内市町村による広域的な支援がなされることを前提に、規模が大きい災害の場合でも１年以内の処理完了を目指す。

４　処理体制

本市による処理を原則とするが、被災状況に応じて、周辺市町村、一部事務組合、福岡県、国、民間事業者等と協力して処理を行う。

また、状況によっては、県への事務委託等を検討する。

第２章　災害への備え

第１節　災害の想定

災害については、本市で実際に起こりうる災害をあらかじめ具体的に想定しておくことが重要であることから、本市災害廃棄物処理計画に基づき次のとおりとする。なお、その他の災害時についても本手引を指針として柔軟に対処する。

表 2-1　本市で想定される災害

対象		概要
地震	西山断層（南東下部）	断層の長さ約 31km、マグニチュード 7.3
	基盤地震動一定	深さ 10km、マグニチュード 6.9
津波	西山断層	マグニチュード 7.6
風水害	釣川水系（釣川、山田川及び八並川）	県が設定した浸水想定区域図に基づく災害 （釣川流域の 6 時間の総雨量 543㎜）
	釣川水系（楢見川、吉田川、阿久住川、四十里川、横山川、大井川、朝町川及び高瀬川）	県が設定した浸水想定区域図に基づく災害 （釣川流域の 24 時間の総雨量 992㎜）

※参考資料：「宗像市地域防災計画（令和７年５月）」

第２節　仮置場の確保

１　仮置場の選定基準

本市は、災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定基準は、以下のとおりとする。

【運用等に関する留意事項】

○他の応急対策活動に支障がない場所

○環境衛生に支障がない場所

○搬入に便利な場所

○分別、焼却及び最終処分を考慮して便利な場所

２　住民専用集積所

本市は、被災家屋から排出される災害廃棄物等を自己搬入する場所として住民専用集積所を設置する。

【運用等に関する留意事項】

○発災後速やかに、被災地に近い場所に設置し、市民に周知する。

○設置は、次の住民専用集積所候補地に示す場所を基本とする。

○設置期間を限定する。

○道路通行の支障や生活環境の悪化を招かないよう適正に管理する。

○災害廃棄物等の種類ごとに分別区分を定め、それに従って排出するよう指導する。

○住民専用集積所候補地は定期的に見直しする。

○被災者自らが搬出することが困難である場合は、建設班及び市民対策班が収集及び処理する。

表 2-2　住民専用集積所候補地

対象エリア	公園、広場等	所在地	管理者

※今後、表の完成に当たっては、土地の適性、面積、場所、所有者、管理者、留意事項等に加え、仮置き可能な災害廃棄物等の量についても考慮する。

3　一次仮置場

一次仮置場は、住民専用集積所等の災害廃棄物等を分別し、一定期間保管する場所として設置する。

【運用等に関する留意事項】

○発災後速やかに、被災地に近い場所に設置し、市民に周知する。

○設置は、次の一次仮置場候補地に示す場所を基本とする。

○設置期間を限定する。

○道路通行の支障、生活環境等の悪化を招かないよう適正に管理する。

○災害廃棄物等の種類ごとに分別区分を定め、それに従ってエリアを定め保管する。

○一次仮置場は定期的に見直しする。

表 2-3　一次仮置場候補地

広場、空き地等	所在地	管理者

※今後、表の完成に当たっては、土地の適性、面積、場所、所有者、管理者、留意事項等に加え、仮置き可能な災害廃棄物等の量についても考慮する。

4　二次仮置場

二次仮置場は、災害廃棄物等の処理、資源化及び処分に当たって、委託先の品質（受入基準）に応じた中間処理（破砕、選別等）を行う必要があると判断した場合に設置する。二次仮置場においては、仮設処理施設を設置し、混合廃棄物の破砕、選別等の中間処理を行うことを想定する。そのため、仮設処理施設の設置、運営、災害廃棄物等の受入、搬出に必要な保管及び作業スペースが確保できる場所とする。なお、本市単独による設置が困難な場合は、福岡県に支援を求める。

【運用等に関する留意事項】

○設置は、次の二次仮置場候補地に示す場所を基本とする。

○設置期間を限定する。

○道路通行の支障、生活環境等の悪化を招かないよう適正に管理する。

○災害廃棄物等の種類ごとに分別区分を定め、それに従ってエリアを定め保管する。

○二次仮置場は定期的に見直しする。

表 2-4　二次仮置場候補地

広場、空き地等	所在地	管理者

※今後、表の完成に当たっては、土地の適性、面積、場所、所有者、管理者、留意事項等に加え、仮置き可能な災害廃棄物等の量についても考慮する。

第３節　分別区分の想定

１　災害廃棄物等の分別区分

災害廃棄物等の処理、資源化及び処分を効率的に行う観点から、本市災害廃棄物処理計画を踏まえ、分別区分は次に示すとおりとする。

表 2-5　災害廃棄物等の分別区分

分別区分	ごみの種類	処理、資源化及び処分
柱材、角材	木質廃棄物のうち、重機や手選別でおおむね 30cm 以上に明確に選別できるもの（倒壊した生木も含む）。	木質チップとし燃料化又は原料として売却、既往焼却施設で焼却等
コンクリートがら	主に建物や基礎等の解体により発生したコンクリート片、コンクリートブロック等で、鉄筋等を取り除いたもの。	再生資材として活用
可燃物	木材及びプラスチック等で構成され、小粒コンクリート片や粉々になった壁材等と細かく混じり合った状態から可燃分を選別したもの。	焼却施設で焼却
金属くず	災害廃棄物等の中に混じっている金属片で、選別作業によって取り除かれたもの（自動車や家電等の大物金属くずは含まない）。	金属くずとして売却
不燃物	コンクリート、土砂等で構成され、小粒コンクリート片や粉々になった壁材等及び木片、プラスチック等が細かく混じり合った状態から、不燃分を選別したもの（再生資材として活用できないもの）。	最終処分場で埋立（再生資材として活用できないもの）
土木系	水底及び海岸に堆積していた砂泥が陸上に打ち上げられたもの（津波堆積物を含む）。	再生資材、埋立土材等として活用

※参考資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」

2　片付けごみの分別区分

本手引における片付けごみとは、主に自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される家具、家電、畳、敷物等の災害廃棄物等とする。

片付けごみは、通常排出されている家庭系ごみと種類及び性状は同様であるため、家庭系ごみの出し方に準じて分別排出する。

また、避難所ごみについても、同様に家庭系ごみの出し方に準じて分別排出する。

表 2-6　片付けごみの分別区分

分別区分	ごみの種類	処理、資源化及び処分
燃やすごみ	分別及び資源化が困難な可燃性の廃棄物全般	焼却施設で焼却後、焼却残渣は資源化
粗大ごみ	一番長い部分の長さが１ｍを超え､かつ重さが 40kg 以下のもの １ｍを超えないが､家の前での収集を希望するもの	処理施設で破砕及び選別処理後、残渣類は焼却処理し、金属類は資源化
缶	空き缶（飲食用)、菓子箱（金属製)、粉ミルクの缶、ペットフードの空き缶、ミルクの缶等	処理施設で選別処理後、資源化
ガラス	空きびん（飲食用以外)、板ガラス、温度計、鏡、花瓶、ガラス製品（コップ及び食器等)、金魚鉢（ガラス製）等	
紙パック	牛乳パック等	処理施設で保管後、資源化
白色トレイ	両面白色で、つまようじが刺さる発泡トレイ	処理施設で選別処理後、圧縮梱包し資源化
ペットボトル	ペットボトルマークの付いているもの	
プラスチック製容器包装	菓子袋、カップめんの容器)、緩衝材、キャップ、ケチャップの容器、米袋、シャンプー容器、しょうゆ入れ等	
びん （無色透明、茶色及びその他色）	空きびん（飲食用)、薬のびん（飲用）等	処理施設で色別に選別処理後、資源化
使用済小型家電	電話機、ラジオ、デジタルカメラ、懐中電灯、電卓、電子辞書、カーナビ、これら機器の付属品等	処理施設で保管後、資源化
蛍光管及び電球	蛍光管、電球、豆電球等	
電池	乾電池、ボタン型電池等	
使用済みてんぷら油	食用油、廃油（食用）	
新聞紙	折込みチラシ、新聞紙等	
雑誌及び雑紙	空き箱（紙製)、菓子箱（紙製)、カタログ、紙袋、カレンダー、広告及びチラシ類、チラシ及び広告類、ティッシュペーパーの箱、電話帳、ノート、はがき、箱（タバコ及びお菓子）等	処理施設で保管後、資源化
ダンボール	ダンボール	
古布	衣類（古着)、カーテン（レースカーテ	

分別区分	ごみの種類	処理、資源化及び処分
	ン含む)、シーツ、シャツ、スーツ、セーター、タオル及びタオルケット、布類等	
羽毛布団	品質表示がダウン50%以上の羽毛布団	
金物	アイロン、空き缶（飲食用以外)、アタッシュケース、圧力鍋、アルミ鍋、アルミ容器、泡立て器、安全ピン、一斗缶、井戸用ポンプ、鋳物鍋(鉄及び銅製の鍋)、腕時計当	処理施設で選別処理後、資源化
カセットボンベ及びスプレー缶	カセットガスボンベ、スプレー缶、卓上用ガスボンベ（カセットボンベ）等	
陶磁器	植木鉢（陶器)、軽石、急須（陶磁器)、七輪、スレート、せともの、タイル、茶わん（陶器)、砥石、陶磁器等	埋立処分
土砂及びがれき	石、コンクリートブロック、スレート、タイル、土、れんが、モルタル等	

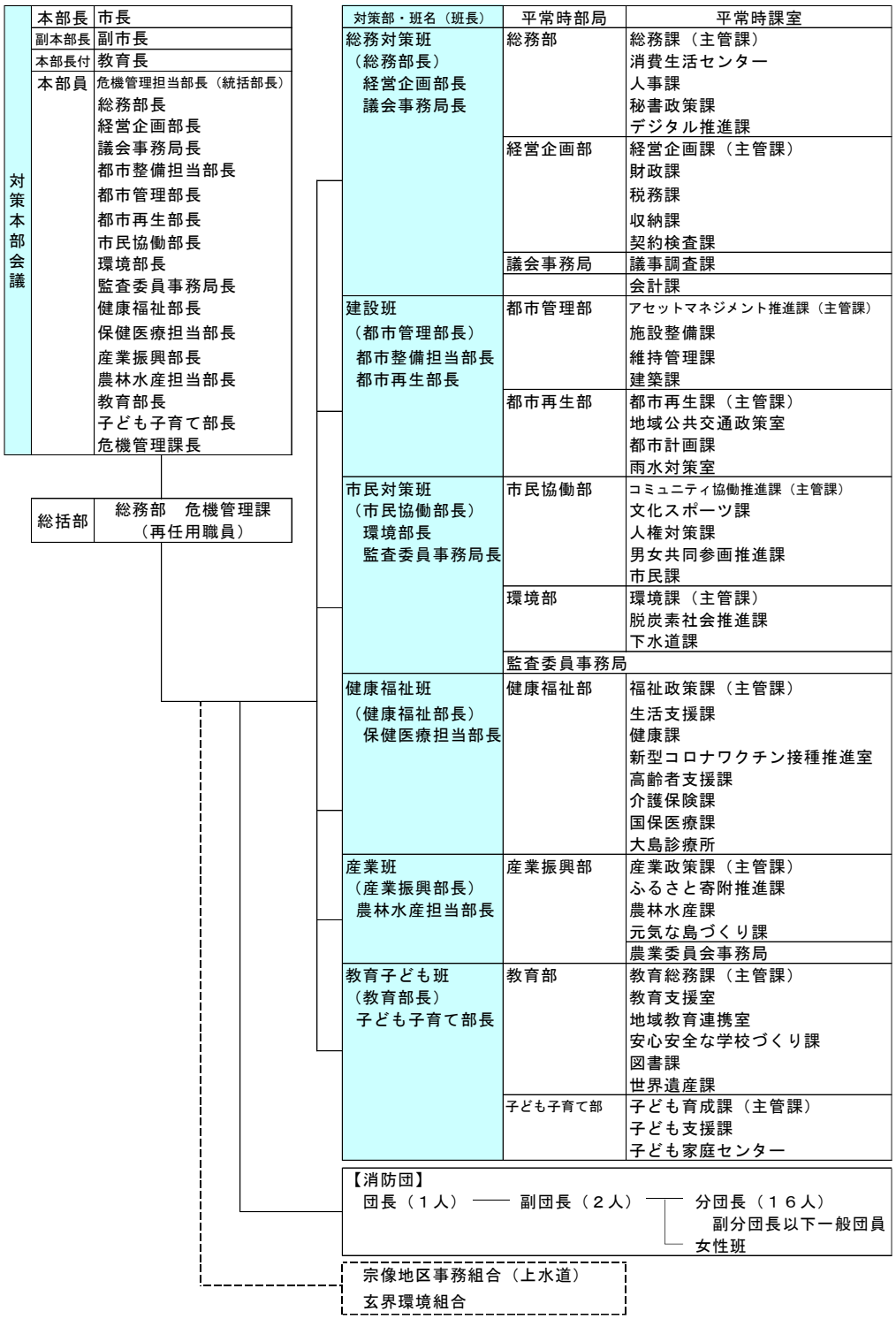
※参考資料：「宗像市一般廃棄物処理計画（令和７年３月)」

第４節　関係機関との連携

１　庁内連携

災害廃棄物等の処理については、災害発生時、あるいは発生する恐れがある場合に組織される本市災害対策本部と連絡調整等を図り実施する。

「宗像市災害対策本部　組織構成図（令和７年４月１日）」を次に示す。



※引用資料：「宗像市地域防災計画（令和７年５月）」

図 2-1　宗像市災害対策本部　組織構成図（令和７年４月１日）

2　災害廃棄物等の担当組織

（1）担当組織

災害廃棄物等の処理対策に関する業務は、市民対策班が行う。市民対策班は、災害対策本部における関係各班と情報共有するとともに連携して、災害廃棄物等の処理の実施、処理に係る指揮調整、住民等への広報、被災状況等の情報管理、人材や資機材の調整、外部との契約、補助金の取得を含む資金管理等を行う。

災害廃棄物等は、原則として所有者の責任において本市が指定した場所等へ搬出する。ただし、災害の規模に応じて被災者自ら搬出することが困難なときや道路等に散在し緊急に処理する必要があるときは、建設班及び市民対策班が収集及び処理を行う。

表 2-7　災害廃棄物等の担当組織

対策班(部)名	所属		分担作業
市民対策班	市民協働部	コミュニティ協働推進課（主管課）	1）活動業務全体調整
		文化スポーツ課	2）瓦礫、障害物等の処理
		人権対策課	3）被災家屋等の消毒
		男女共同参画推進課	4）動物の保護・収容
		市民課	5）自走式トイレカー等仮設トイレの設置
			6）し尿の処理
	環境部	環境課（主管課）	7）遺体の収容、安置、火葬
		脱炭素社会推進課	8）下水道及び雨水排水対策
		下水道課	9）自主防災組織等との連絡調整
			10）宗像地区事務組合との連絡調整
	監査委員事務局	監査委員事務局	11）ボランティアセンターとの連絡調整
			12）所管施設の応急対応
			13）廃棄物関係施設の応急対応
建設班	都市管理部	アセットマネジメント推進課（主管課）	1）風水害、土砂災害等への警戒
		施設整備課	2）所管施設の被害調査、応急対策、災害復旧事業の推進
		維持管理課	3）被災地の現地調査
		建築課	4）道路情報等の収集、通行規制、広報
			5）道路、河川上の障害物除去
	都市再生部	都市再生課（主管課）	6）道路交通の確保
		地域公共交通政策室	7）被災建築物、宅地・家屋等の応急危険度判定
		都市計画課	8）仮設住宅の建設、入居者の選定
		雨水対策室	9）市庁舎・通信施設保全管理・復旧
			10）公共施設等の利用調整
			11）公用車等の確保・配車
			12）所管施設の巡視
			13）援護支援対策

※引用資料：「宗像市地域防災計画（令和７年５月）」

（2）担当組織の活動の円滑化

担当組織が円滑に業務を行うため次の事項に留意する。

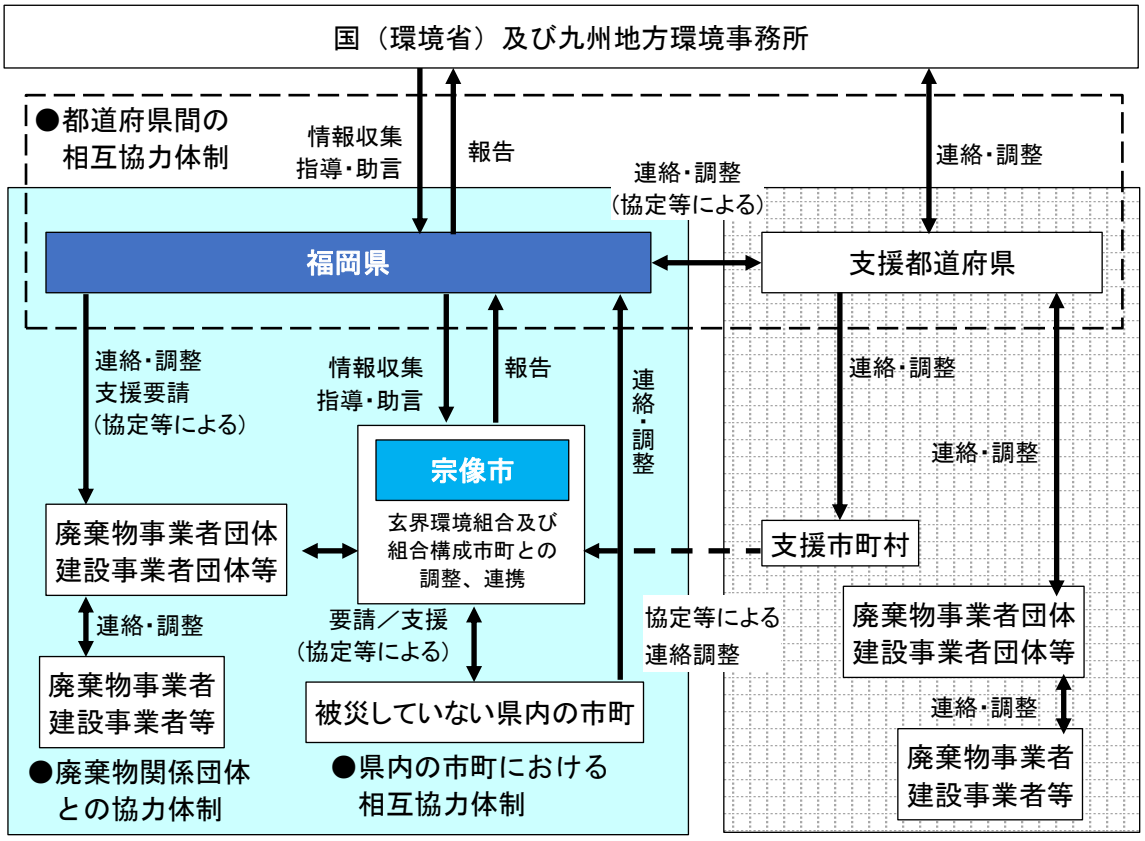
○災害時における優先業務について整理
○組織間の人員及び情報のやり取りの方法、他の組織との役割分担を整理
○仮設トイレの調達、設置、管理等については、受援の窓口、避難所の管理者と災害時の役割分担、情報共有等について調整
○庁内の災害廃棄物等業務経験者をリスト化
○災害廃棄物等の処理に必要となる情報の整理
○円滑な情報伝達、共有方法等をシステム化

3　玄界環境組合、福岡県等との連携

（1）連携体制の構築

災害廃棄物等の処理については平時と同様に玄界環境組合で実施する。

また、被災状況や災害廃棄物等の発生量に応じ、玄界環境組合で処理が困難な場合は、県、県内市町、一部事務組合、民間団体等と協力及び連携し、広域的な処理を進めていくものとする。



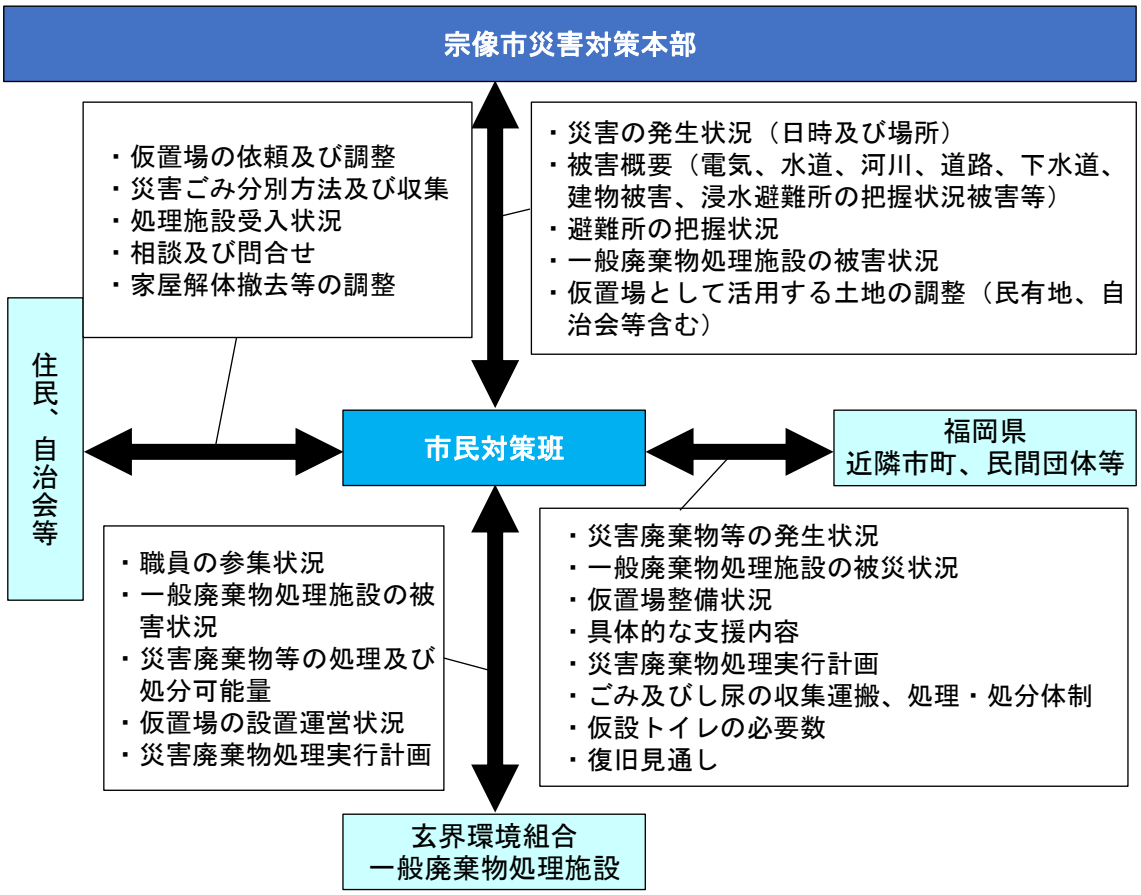
※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 8-1】（令和２年３月 31 日）」

図　2-2　災害廃棄物等の処理に係る広域的な相互協力体制

（2）情報共有

発災後、初動期において迅速に災害廃棄等の物処理体制を構築し処理を進めるため、市内の災害廃棄物等の発生量、廃棄物処理施設の被害状況等について速やかに情報収集を行う。

応急対応期、復旧及び復興期において災害廃棄物等の処理を計画的に実施するために、処理施設の被災状況や廃棄物等の集積情報について各主体と情報を共有する。



※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 8-1】（令和２年３月 31 日）」

図 2-3　災害時の情報共有

表 2-8　県との情報共有

区分	情報共有項目	目的
災害廃棄物の発生状況	・災害廃棄物の種類と量 ・必要な支援（収集・運搬等）	迅速な処理体制の構築支援
廃棄物処理施設の被災状況	・被災状況 ・復旧の見通し ・必要な支援（他自治体への応援要請等）	
仮置場整備状況	・仮置場の位置と規模 ・必要資材の調達状況 ・運営体制の確保に必要な支援	
腐敗性廃棄物･有害廃棄物の発生状況	・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	迅速な生活環境の保全に向けた支援

※引用資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」

第５節　協定及び相互支援

本市は、県内の市町村と災害廃棄物等の処理について協定を締結し、大規模災害が発生した場合において、相互に連携及び協力する体制を構築している。

協定締結市町村による協力及び支援だけでは対応できない場合については、福岡県に支援を要請する。

表 2-9　収集運搬に関連する協定（市及び民間事業者との協定）

①一般廃棄物の収集運搬事業者

項目	内容		
協定	災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定		
協定の内容	・収集運搬車両の確保 ・人員の確保		
協定締結先	企業名	住所	電話番号
	三孝産業有限会社	宗像市須恵 3-26-1	0940-33-3847
	有限会社神郡清掃サービス	宗像市徳重 2-1-22	0940-33-7111
	玄海クリーン有限会社	宗像市江口 978-52	0940-62-2944
	ユニバーサルワークス協同組合	宗像市田野 1945-1	0940-72-6188
	新栄環美事業協同組合	宗像市王丸 373-3	0940-38-3003

※参考資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」

②資源ごみの収集運搬事業者

項目	内容		
協定	災害時における再生品の収集運搬に関する協定		
協定の内容	・再生品の収集運搬		
協定締結先	団体名	住所	電話番号
	日本國土環境資源事業共同組合	宗像市田野 1945-1	0940-72-6188

※参考資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」

表 2-10　災害廃棄物等処理に関連する協定（市と自治体）

①ごみ処理施設間

項目	内容
申合せ	可燃ごみ・不燃ごみ相互融通に関する申し合わせ事項
内容	可燃ごみ及び不燃ごみ相互融通
申合せ先	古賀清掃工場、宗像清掃工場
連絡先	玄界環境組合 総務課：092-940-1310 宗像清掃工場：0940-62-0505 古賀清掃工場：092-942-1530

※引用資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」

②福津市及び福岡市

項目	内容
協定	一般廃棄物の処理に関する相互協力協定
協定の内容	一般廃棄物の処理に関する相互協力
協定締結先	福津市、福岡市
連絡先	福津市 地域振興部うみがめ課 住所：福津市中央一丁目１番１号 電話番号：0940-62-5019 福岡市 環境局循環型社会推進部計画課 住所：福岡市中央区天神一丁目８番１号 電話番号：092-711-4308

※引用資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」

③福岡県内市町村

項目	内容
協定	災害時における福岡県市町村間の相互応援に関する基本協定
協定の内容	災害時における福岡県市町村間の相互応援
協定締結先	福岡県内市町村
連絡先	福岡県内市町村　廃棄物担当課

※引用資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」

表 2-11　収集運搬、処理、処分等に関連する協定（県及び民間団体との協定）

<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="2">内容</th></tr>
<tr><td>協定</td><td colspan="2">災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定</td></tr>
<tr><td>協力の内容</td><td colspan="2">・県は、市町村又は一部事務組合の要請を受けて、団体に協力を要請
・団体は、人員、車両、資機材等を調達し、市町村の災害廃棄物等の処理に協力
・県は、県内の被災、復旧状況等について団体に情報提供し、団体は、協力可能な会員の状況を県に報告
・被災した他都道府県における災害廃棄物処理についても、団体は可能な限り協力</td></tr>
<tr><td rowspan="5">協定締結団体及び協力の協定の概要</td><td>民間団体</td><td>協定の概要</td></tr>
<tr><td>公益社団法人福岡県産業資源循環協会</td><td>災害廃棄物等の収集運搬及び処分</td></tr>
<tr><td>福岡県環境整備事業協同組合連合会</td><td>し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び処分</td></tr>
<tr><td>一般社団法人福岡県解体工事業協会</td><td>被災建物の解体、災害廃棄物等の撤去及び収集運搬</td></tr>
<tr><td>福岡県清掃事業協同組合連合会</td><td>災害廃棄物等の撤去、収集運搬及び処分</td></tr>
<tr><td>協力要請先</td><td colspan="2">市は、県担当課へ協力を要請（玄界環境組合も同様）
連絡先：福岡県廃棄物対策課　092-643-3363</td></tr>
</table>

※引用資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」

第６節　資機材の調達

１　資機材の調達

発災時において、仮置場の管理運営及び災害廃棄物等の処理に際して必要となる資機材の調達が迅速に行えない場合が想定される。そのため、平時のうちから、一定数の資機材を確保しておくとともに、発災後に必要となるものについては、その調達方法について次のとおりとする。

表 2-12　資機材の調達

区分	業　務
平常時	・必要な資機材のリスト化 ・資機材の一定数の確保 ・発災後の調達方法の設定
発災後	・必要となる資機材及び数量の把握 ・必要となる資機材の調達 ①本市災害対策本部との連絡及び調整 ②県、協定締結自治体、民間団体、リース会社等への資機材調達の要請 ③資機材のオペレーターの確保

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 17-1】（令和５年１月 20 日）」

２　必要となる資機材

必要となる資機材のリストを次に示す。

表 2-13　必要となる資機材のリスト

区分	必要となる場所、工程等	種類、用途、目的等
保護具	被災現場、一次仮置場及び二次仮置場	・ヘルメット、防塵マスク、ゴーグル、グローブ等
運搬車両	収集運搬	・パッカー車、平ボディー車、ダンプ車等 ・バキューム車
脱着装置付きコンテナ自動車	収集運搬	トラックの荷台を着脱でき、１台のトラックと複数個のコンテナの組合せにより、災害廃棄物等の貯留から収集、輸送までをシステム化できる。
ユニック車	収集運搬	小型クレーンを装備しているトラック。アームは 360 度回転することが可能で、建築資材等重量物の積載運搬に使われており、重量物の積下ろしや、高所から（高所へ）の荷物の積下ろし、資材の搬出入、工場機械の搬出入等に使われている。自動車免許でも運転でき、また、クレーンと平トラック２台分の作業が可能なため、輸送コストも削減できる。
バックホウ	被災現場、一次仮置場及び二次仮置場	災害廃棄物等の粗分別、積上げ及び搬出車両への積込みを行う。 フォーク、ふるい、ショベル等アタッチメント

区分	必要となる場所、工程等	種類、用途、目的等
		を変えることで様々な用途で活用できるようにする。
ラフテレーンクレーン	一次仮置場及び二次仮置場	ホイールクレーンの一種。四輪駆動及び四輪操舵機構を装備し、荒れた地形等の不整地を走行できる特殊自動車。災害廃棄物等が保管されたコンテナ等の積下ろし等に用いられる。
ショベルローダー及びホイールローダー	一次仮置場及び二次仮置場	前方にパワーショベル及びバケットを備えた特殊自動車。主に工事現場や除雪作業等において土砂等をダンプカーに積込むときに使われる建設機械であり、油圧ショベルより一度に多量の土砂を積込むことが出来る。
移動式破砕機	二次仮置場	木くずやコンクリートがら等について、二次仮置場で粗破砕及び粗選別した方が効率的な場合に設置する。
散水車	一次仮置場及び二次仮置場	一次仮置場及び二次仮置場の場内における粉じんの発生を防止するため、搬出入道路や場内道路等に散水する際に活用する。
簡易計量器	一次仮置場及び二次仮置場	災害廃棄物等の搬入量や搬出量を計量する。
飛散防止ネット	一次仮置場及び二次仮置場	災害廃棄物等の飛散を防止するために設置する。
敷鉄板及び砂利等	一次仮置場及び二次仮置場	重機による作業や運搬車両の走行時のスタックを防止、粉じんの飛散防止等のため設置する。 特に水はけが悪い土地及びぬかるみが発生しやすい土地において、車両の走行や重機の稼働箇所に設置する。
シート類	一次仮置場及び二次仮置場	災害廃棄物等の飛散を防止する。
案内板及び立て看板	一次仮置場及び二次仮置場	運搬車両の誘導や災害廃棄物等の分別区分を表示するために設置する。
コーン標識、ロープ等	一次仮置場及び二次仮置場	災害廃棄物等の種類ごとの仮置き場所を明確にする。 立入り禁止区域等を示すために設置する。
仮囲い	一次仮置場及び二次仮置場	外部からの侵入（不法投棄、有価物の持去り等）を防止するために設置する。 災害廃棄物等の飛散を防止する。
放熱管及び温度計	一次仮置場及び二次仮置場	蓄熱による火災を防止するため、放熱管を設置して堆積物内部の熱を放熱する。 温度計等を用いて堆積物の温度をモニタリングする。
消臭剤（一次仮置場及び二次仮置場）	一次仮置場及び二次仮置場	必要に応じ、悪臭の発生源に対して消臭剤等を散布する
殺鼠剤、殺虫剤及び防虫剤	一次仮置場及び二次仮置場	必要に応じ、害獣や害虫を駆除する

区分	必要となる場所、工程等	種類、用途、目的等
仮設トイレ	避難所	・ボックス型、組立型及び車載型 ・マンホールトイレ ・貯留型 ・自己処理型トイレ
携帯トイレ	各家庭	・携帯トイレ ・簡易トイレ
廃棄物処理施設の補修整備、運営等に係わる資機材	処理、資源化及び処分	玄界環境組合宗像清掃工場緊急対策計画に準拠し、玄海環境組合において準備及び調達する。 本市は、組合の要請に応じ必要な支援を行う。

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 17-1】（令和５年１月 20 日）」

３　資機材の調達等に関する協定

資機材に関しては、表２-13 を踏まえ本市において一定数を確保するが、市有の資機材で不足する場合には、協定に基づき民間事業者、民間団体等に協力を求め調達する。

また、表２-９～表２-11 に基づき協定を締結している自治体、民間事業者等に協力を要請する。

第７節　財源の確保

１　補助制度の活用

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 22 条において、「国は法令に定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。」とされている。

主な災害廃棄物等に関する国庫補助金交付制度「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金」の内容を次に示す。

本市は、国の補助対象となる事業については必要な手続を行い、補助金を財源として確保する。

（１）災害等廃棄物処理事業費補助金

表 2-14　災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

区分	内　容
対象事業	・災害のために実施した廃棄物の収集運搬及び処分 ・災害により便槽に流入した汚水の収集運搬及び処分 ・仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集運搬及び処分 （災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） ※災害廃棄物等の処理及び処分は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象であるが、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿（仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く）は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。
補助対象経費	・労務費 ・自動車、船舶及び機械器具の借上料及び燃料費 ・機械器具の修繕費 ・し尿及びごみの処分に必要な薬品費 ・条例に基づき算定された手数料（他市町村等へ委託した場合） ・家電リサイクル法にかかるリサイクル券購入費 ・し尿の汲取費用
要件及び補助率等	補助先：市町村（組合含む） 事業費：40 万円以上 地震：異常な天然現象（震度基準無し） 降雨：最大 24 時間雨量が 80㎜ 以上 補助率：1/2 地方財政措置：地方負担の 80%について特別交付税措置 ※激甚災害、特定非常災害等：特定の災害時においては、地方財政措置等について異なる場合がある。

※参考資料：「災害廃棄物処理行政事務の手引き（平成 29 年３月）」

（2）廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金

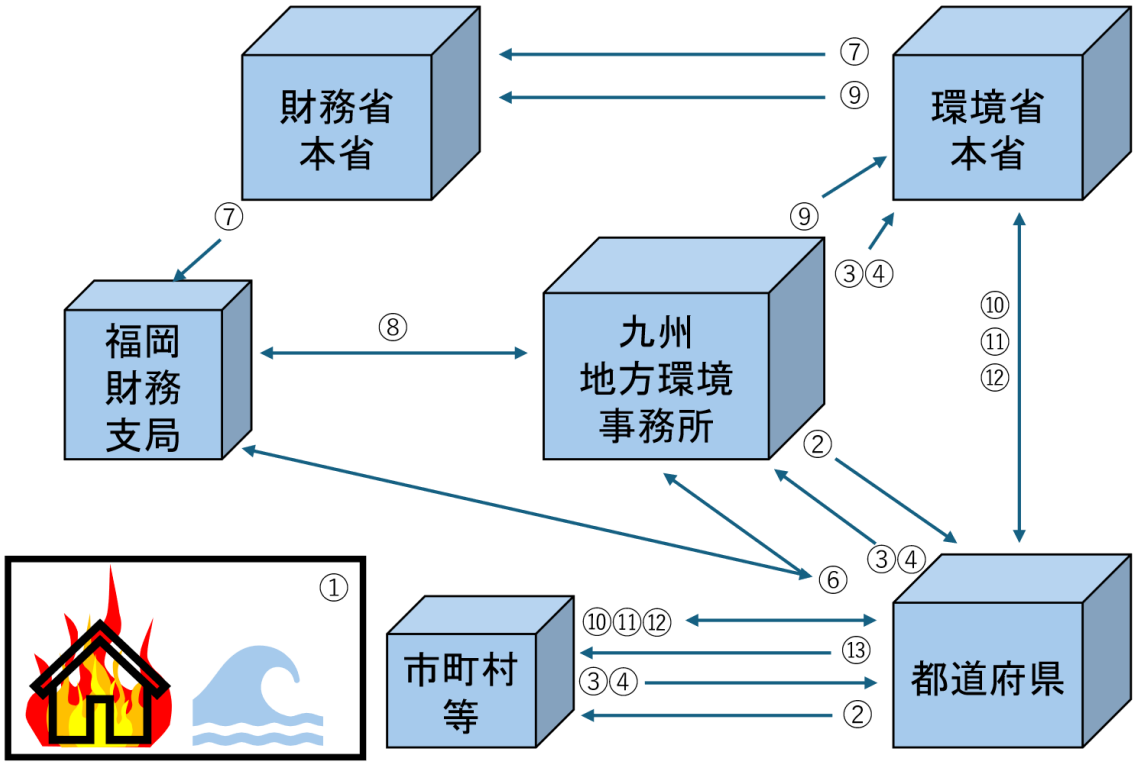
表 2-15　廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の概要

区分	内　容
対象事業	次の施設の災害復旧事業 ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業）
補助対象経費	・補助金の交付の対象となる事業は、別に定める災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽等に係る災害復旧事業費 ・災害復旧事業とは、災害によって必要を生じた事業で、災害により被害を受けた施設を原形に復旧することを目的とするもの ・災害によって必要を生じた事業で、災害により被害を受けた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設を設置することを目的とするもの
要件及び補助率等	補助先：市町村（組合含む） 補助率：1/2 地方財政措置：地方負担について普通交付税措置 （元利償還金の 47.5%（財政力補正により 85.5%まで）） ※激甚災害時等においては、補助率、地方財政措置等について異なる場合があるため、国に対して確認が必要である。

※参考資料：「災害廃棄物処理行政事務の手引き（平成 29 年３月）」

2　補助制度活用の手順

補助制度活用については、次の手順に従って進めることとする。



※参考資料：「災害廃棄物処理行政事務の手引き（平成 29 年３月）」

図　2-4　補助金申請の流れ

表　2-16　補助金申請の手順

NO	事項	主体
①	災害の発生及び災害廃棄物等の処理対応	宗像市
②	被災状況の把握依頼	九州地方環境事務所→福岡県→宗像市
③	被災状況の把握及び報告	宗像市→福岡県→九州地方環境事務所→環境省本省
④	災害等廃棄物処理事業報告の提出及び受理	宗像市→福岡県→九州地方環境事務所→環境省本省
⑤	（必要に応じ）推計での事前協議	宗像市→福岡県→九州地方環境事務所→環境省本省⇔財務省本省
⑥	災害査定日程調整※	福岡県（市町村）←→九州地方環境事務所・福岡財務支局
⑦	立会官派遣依頼	環境省本省→財務省本省→福岡財務支局
⑧	災害査定の実施	環境省本省・九州地方環境事務所・福岡財務支局・宗像市・福岡県
⑨	実地調査報告書の提出	福岡財務支局・九州地方環境事務所→環境省本省→財務省本省
⑩	補助限度額の通知	環境省本省→福岡県→宗像市
⑪	交付申請及び交付決定	環境省本省←→福岡県←→宗像市
⑫	実績報告及び報告確定	環境省本省←→福岡県←→宗像市
⑬	補助金の支払い	福岡県→宗像市

※国内の災害に起因する漂着ごみ（海岸保全区域外の海岸への漂着）の処理も本事業に含む。
※堆積土砂排除事業との連携業務がある場合、国土交通省とも日程調整が必要
※参考資料：「災害廃棄物処理行政事務の手引き（平成29年３月）」

※参考資料：「災害廃棄物処理行政事務の手引き（平成 29 年３月）」

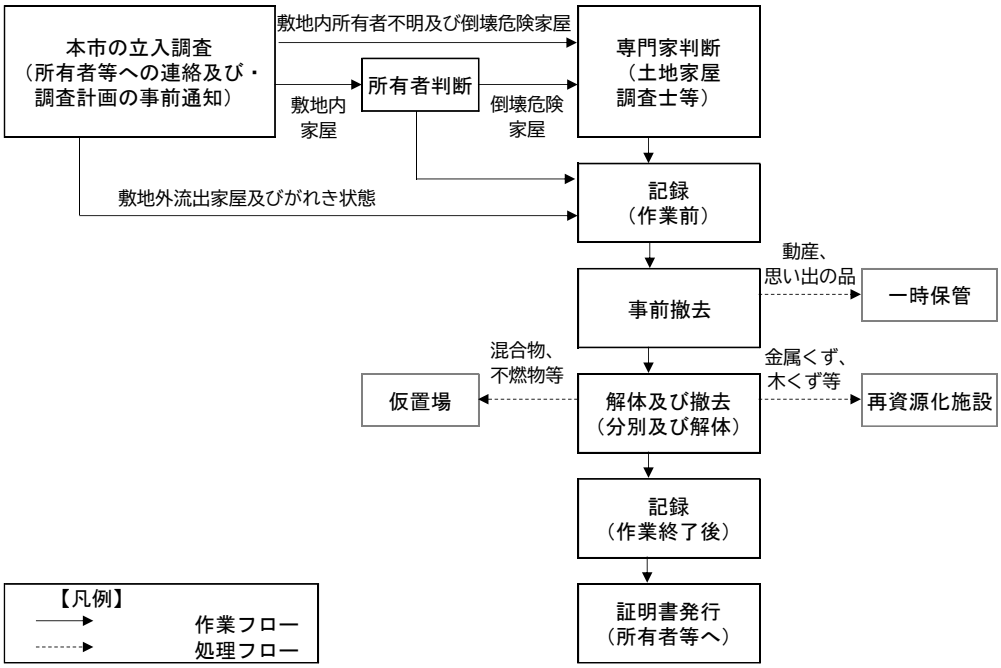
3　損壊家屋の解体撤去

（1）解体撤去作業フロー

災害時の損壊家屋等の解体及び撤去は、所有者が実施する。

解体撤去を災害廃棄物等の処理の一環として本市が行う場合（国の補助金対象事業等）には、建設及び解体業者に協力を求め円滑に処理を推進する。

本市が解体撤去を実施する場合の作業は、次に示すフローを基本とする。

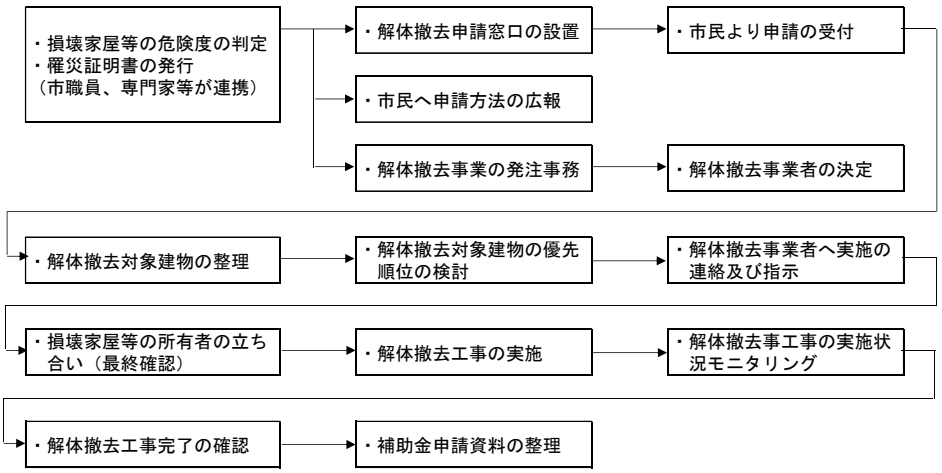


※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 19-1】（令和２年３月 31 日）」

図 2-5　損壊家屋の解体撤去作業フロー

（2）補助事業による解体撤去の手続

補助事業による解体撤去の手続は、次に示すフローを基本とする。



※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 19-2】（令和２年３月 31 日）」

図 2-6　解体撤去の手続フロー

第８節　計画及びマニュアルの作成

災害時の混乱の中において、災害対応に不慣れな職員や応援に来た他自治体の職員、民間団体、ボランティア等が、取るべき行動を明確にすることができるよう、平時において災害時の行動について計画及びマニュアルといった形に取りまとめることで、組織内で共有できる形にする。

（１）災害廃棄物処理計画

平時において、災害廃棄物等の処理に関する基本的な事項を整理する。

宗像市地域防災計画、国の災害廃棄物対策指針等の変更を踏まえるとともに、災害廃棄物等の処理に係る情勢、法令、制度等の変化に応じて見直しを行うこととする。

（２）災害廃棄物処理実行計画《手引編》※本書

本書については、平時において災害廃棄物等の処理が実際に必要となった場合を想定し、災害廃棄物処理実行計画の策定に際して必要となる基本的な情報を整理する。なお、災害廃棄物処理計画の見直しに合わせて見直しを行うこととする。

（３）災害廃棄物処理実行計画

災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画《手引編》に基づき、災害発生時（初動期）において、被害の状況、災害廃棄物等の発生量等を踏まえ、計画的な廃棄物処理を実施するための指針として作成する。また、予め検討可能な範囲を整理した災害計画処理実行計画《素案編》を活用し、計画の策定を迅速に実施する。なお、災害対応の進捗に応じ応急対応期、復旧及び復興期等の各段階において必要に応じて見直しを行う。

（４）ＢＣＰ（事業継続計画）

災害の発生後においても行政機能を確保し、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、優先業務を特定し、業務遂行のための体制を確立する。なお、災害廃棄物等の対応に際しては、ＢＣＰとの整合を図ることとする。

（５）受援計画

災害時の受援能力の強化を図るため、災害時受援計画に基づき、応援及び受援体制を整備する。

また、円滑な受入れ及び受援のため、県、協定締結自治体、民間団体等と平常時から相互に交流を深めておくものとする。

第３章　廃棄物処理施設等の状況確認

第１節　情報収集

災害廃棄物等の処理に当たっては、その規模を踏まえて対応を検討する必要がある。

このため、家屋の被災状況等の必要な情報を収集し、災害廃棄物等の発生量を推計する。

表 3-1　情報収集の手順及び内容

項目	内容
手順	①災害対策本部に集積された被害に関する情報を把握 ②収集運搬事業者、玄界環境組合、組合構成市町、地域住民等からの情報を整理 ③必要に応じて現地調査
情報収集すべき内容	・被災エリアの状況を把握 ・倒壊家屋数、家屋の構造、浸水家屋数等※ ・住民専用集積所及び仮置場の状況
記録	・災害廃棄物等を国の補助事業として行う場合、被害状況、処理状況等を確実に記録しておく必要がある。 ・写真での撮影（可能な限り多くの写真を撮影） ・撮影場所、日時等を記録
災害対策本部各班の活動	・収集ルートの状況（通行規制、道路啓開の状況等） ・避難所の開設及び運営状況 ・仮設トイレの設置及び運営状況 ・仮設住宅の建設状況 ・家屋の解体及び撤去の状況 ・仮置場設置可能用地の情報 ・国、県、民間団体等の受援状況

※発災時における災害廃棄物等の発生量の推計において倒壊家屋数等の把握は重要である。

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（平成 30 年３月）」

第２節　施設等の被災状況の確認

災害時であっても日常生活に伴う廃棄物やし尿が発生することから、通常の一般廃棄物処理体制の維持及び早期復旧が不可欠である。

そのため、災害廃棄物等の処理に関しては、玄界環境組合と連絡調整を密にし、廃棄物処理施設等の被災状況、処理の継続が可能かどうか等を把握する。

表 3-2　廃棄物処理施設等の被災状況の確認

項目	内容	連絡先
一般廃棄物処理施設の職員及び運転要員等参集状況	・組合職員 ・運転及び維持管理要員	玄界環境組合 総務課：092-940-1310 宗像清掃工場： 0940-62-0505 古賀清掃工場： 092-942-1530
一般廃棄物処理施設の被災状況	・処理施設の被災状況 ・処理能力不足の程度 ・処理施設周辺の状況 ・インフラの状況 ・燃料、薬剤等の状況 ・復旧見通し	
収集運搬要員の確保	・収集運搬要員	表２-９に示す、収集運搬事業者及び連絡先
収集運搬に関連する事項	・収集運搬車両の状況 ・収集運搬ルートの状況 ・収集運搬能力不足の程度 ・必要な支援（車両台数、人員数等） ・復旧見通し	

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（平成 30 年３月）」

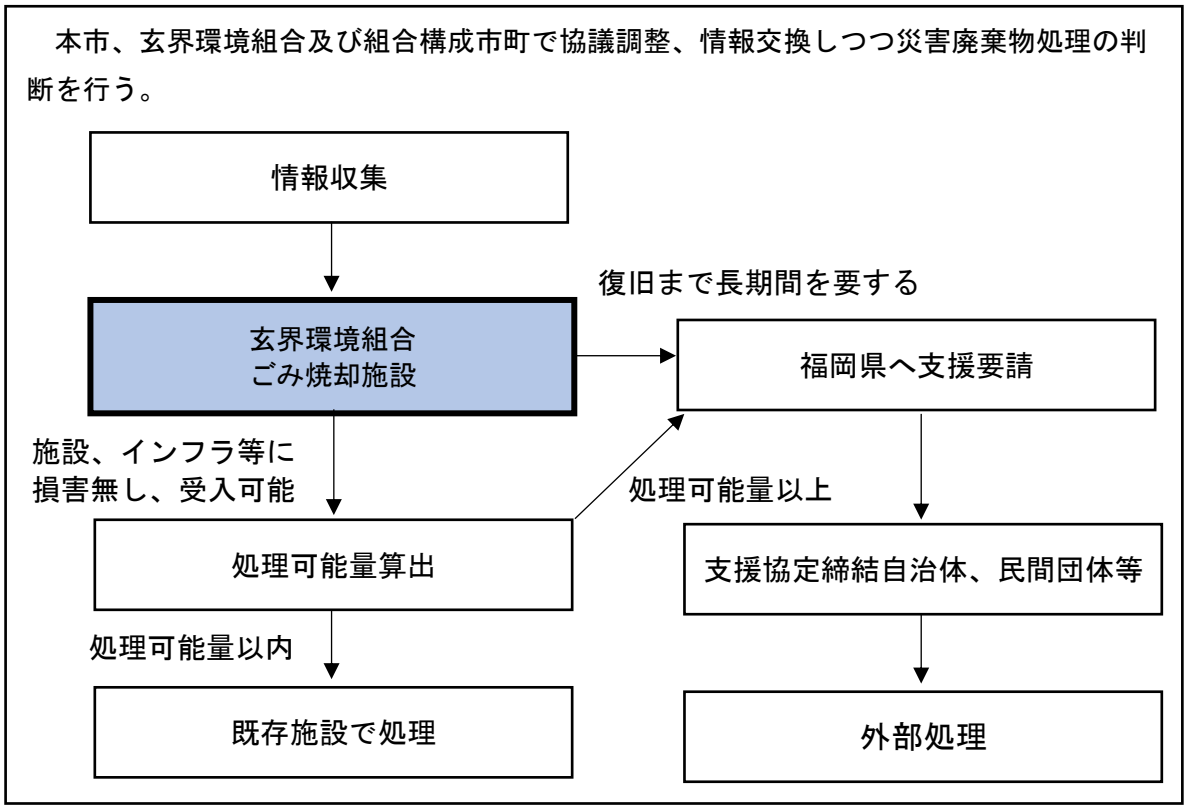
第３節　処理継続の可否判断

被災状況の確認の結果、処理の継続が困難と判断した場合、早急に別の処理先を確保する必要がある。

県が民間団体と締結している協定を活用し、安全かつ安定した処理を継続する。

また、一般廃棄物処理施設の復旧に当たっては、国庫補助事業である廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金を活用するなどして早期復旧が図れるよう玄界環境組合と調整する。

ごみ焼却施設での処理の可否を判断する。



※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-4】（平成 31 年４月１日）」

図 3-1　災害廃棄物処理の判断

第４章　災害廃棄物等の発生量の推計

第１節　災害廃棄物等の発生量の推計

災害廃棄物等の発生量は、情報収集の結果を踏まえ、災害廃棄物対策指針に準拠して実施する。

また、同指針において推計方法の見直しが行われた場合には、合わせて見直しを行う。なお、次に示す計算は、震災時及び水害時共有である。

１　地震災害による災害廃棄物等の発生量等の推計

地震災害による災害廃棄物等の発生量の推計方法は、「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-2】（令和５年４月 28 日）」に示された手法に基づき行う。

（１）損壊建物等の解体に伴い発生する災害廃棄物等の発生量

損壊建物等の解体に伴い発生する災害廃棄物等の発生量の算定方法を次に示す。

また、住家及び非住家全壊棟数 10 棟未満の場合には、地震災害の際は 3,000 トン、水害の際は 900 トンを災害廃棄物等の全体量とする。

【災害廃棄物量全体　推計式】（震災時及び水害時とも同様の算出方法である。）

Ｙ　＝　Ｙ１＋Ｙ２

Ｙ　：災害廃棄物全体量（トン）

Ｙ１：建物解体に伴い発生する災害廃棄物（＝解体廃棄物）量（トン）

Ｙ２：建物解体以外に発生する災害廃棄物量（トン）

Ｙ１　＝　（Ｘ１＋Ｘ２）　×　ａ　×　ｂ１　＋（Ｘ３＋Ｘ４）×　ａ　×　ｂ２

Ｘ１、Ｘ２、Ｘ３、Ｘ４：被害棟数（棟）※

添え字　１：住家全壊、２：非住家全壊、３：住家半壊、４：非住家半壊

ａ：解体廃棄物発生原単位（トン/棟）

ａ＝Ａ１　×　ａ１　×　ｒ１　＋Ａ２　×　ａ２　×　ｒ２

Ａ１：木造床面積（㎡/棟）、　Ａ２：非木造床面積（㎡/棟）

ａ１：木造建物発生原単位（トン/㎡）、　ａ２：非木造建物発生原単位（トン/㎡）

ｒ１：解体棟数の構造割合（木造）（－）、ｒ２：解体棟数の構造割合（非木造）（－）

ｂ１：全壊建物解体率（－）、　ｂ２：半壊建物解体率（－）

Ｙ２　＝(2) 片付けごみ量参照

※発災時における災害廃棄物等の発生量の推計において倒壊家屋数等の把握は重要である。

※引用資料：「災害廃棄物対策指針【技 14-2】（令和５年４月 28 日）」

表 4-1　災害廃棄物等の発生量の全体推計に用いる係数

項目	細目	記号	単位	地震災害	水害
建物発生原単位	木造建物	a1	トン/m^2	0.5	
	非木造建物	a2		1.2	
延床面積※1	木造建物	A1	m^2/棟	（　）	
	非木造建物	A2		（　）	
解体棟数の木造及び非木造の割合※2	木造：非木造	r1：r2	-	94.2%：5.8%	
建物解体率※3	全壊	b1	-	0.75	0.5
	半壊	b2	-	0.25	0.1
片付けごみ発生原単位	全壊棟数	C	トン/棟	53.5	30.3
被害棟数※4	木造（全壊）	X1～X4	棟	574	-
	木造（半壊）			427	
	非木造（大破）			40	
	非木造（中破）			54	

※1 直近年度固定資産の価格等の概算調書（総務省）から算出する。

※2 参考資料：「災害廃棄物対策指針【技 14-2】（令和５年４月 28 日）」

※3 建物解体率＝解体数÷被害建物数（被害を受けた建物が、修理される場合も考慮する。）

※4 表 4-1 で示す被害棟数は西山断層における地震の被害想定結果である。

（2）片付けごみ量

片付けごみ（災害によって災害廃棄物となった家具や家電、食器、畳、敷物等）の算定方法を次に示す。なお、片付けごみは家庭系ごみと同様に処理を行うものとする。

また、住家及び非住家被害棟数が 1,000 棟未満の場合には、地震災害の際は 700 トン、水害の際は 500 トンを片づけごみの発生量とする。

【片付けごみ量　推計式】

Ｃ ＝　（Ｘ１＋Ｘ２＋Ｘ３＋Ｘ４＋Ｘ５＋Ｘ６＋Ｘ７）　×　ｃ

Ｃ：片付けごみ発生量（トン）

Ｘ１、Ｘ２、Ｘ３、Ｘ４、Ｘ５、Ｘ６、Ｘ７：被害棟数（棟）

添え字　１：住家全壊、２：非住家全壊、３：住家半壊、４：非住家半壊、
５：住家一部破損、６：床上浸水、７：床下浸水

ｃ：片付けごみ発生原単位（トン/棟）

※引用資料：「災害廃棄物対策指針【技 14-2】（令和５年４月 28 日）」

表 4-2　片付けごみ量推計に用いる係数

項目	記号	単位	地震災害	水害
片付けごみ発生原単位	ｃ	トン/棟	2.5	1.7

※参考資料：「災害廃棄物対策指針【技 14-2】（令和５年４月 28 日）」

（3）津波堆積物

津波堆積物の算定方法を次に示す。また、津波堆積物の発生量は【災害廃棄物量全体　推計式】における「Ｙ：災害廃棄物全体量（トン）」には含まれていない。

【津波堆積物の発生量　推計式】

Ｔ ＝ Ａ×ｈ

Ｔ　：津波堆積物の発生量（トン）

Ａ　：津波浸水面積（㎡）

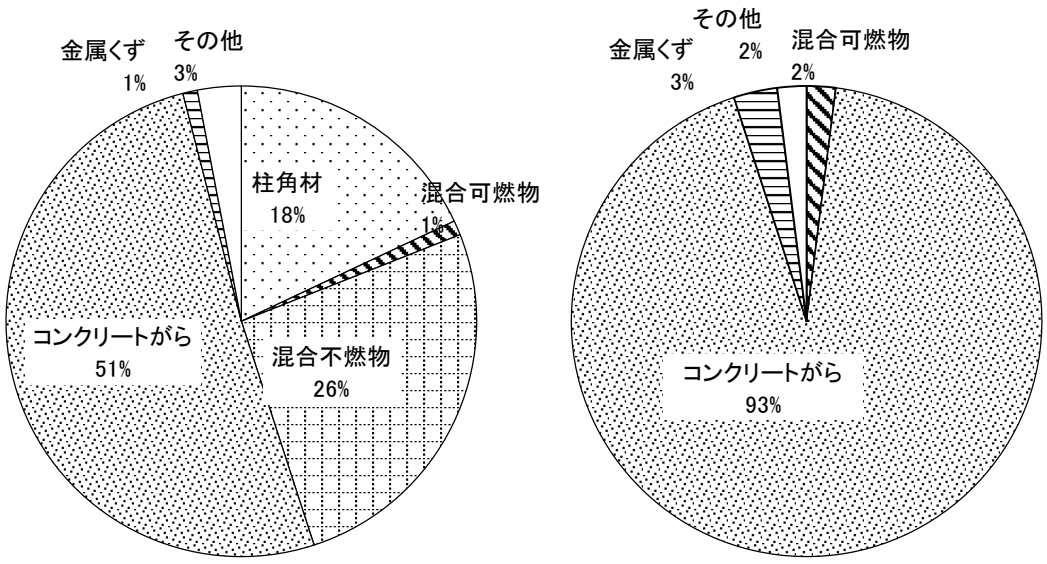
ｈ　：津波堆積物の発生原単位（トン/㎡）

※宮城県及び岩手県の事例に基づく参考値：0.024 トン/㎡

※引用資料：「災害廃棄物対策指針【技 14-2】（令和５年４月 28 日）」

（4）種類別災害廃棄物の構成割合

廃棄物種類別の発生量割合は、災害が発生した地域及び災害特性によって大きく異なる。本手引では、九州地方で起きた熊本地震に係る廃棄物種類別の災害廃棄物発生量割合データを基に、廃棄物種類別の災害廃棄物等の発生量を推計することを基本とし、次に示す割合を（１）の災害廃棄物等の発生量推計値に乗じて算出する。



引用資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-2】（令和５年４月 28 日）」

図 4-1　種類別災害廃棄物の構成割合

（５）避難所ごみ量

避難所ごみの推計式を次に示す。避難所ごみは避難者数に発生原単位を乗じて推計する。

１）原単位（１人１日平均ごみ排出量）

本市が集計している実績値に基づく家庭系ごみ排出量原単位又は環境省一般廃棄物処理実態調査における生活系ごみに係る原単位を用いる。

表 4-3　１人１日平均ごみ排出量の実績

項目	単位	家庭系ごみ
災害発生時の前年度の実績	g/人・日	（　　）※

※直近年度の実績値を記載

※参考資料：「災害廃棄物対策指針【技 14-2】（令和５年４月 28 日）」

２）避難所ごみ量

【避難所ごみ発生量　推計式】

避難所ごみ量＝避難所収容人数（人）×原単位（g/人・日）

※参考資料：「災害廃棄物対策指針【技 14-2】（令和５年４月 28 日）」

第２節　災害廃棄物等の処理可能量

災害廃棄物等の処理可能量に関しては、次に示す推計方法を基本として、玄界環境組合の一般廃棄物処理施設の被災状況、ごみ処理の継続性、組合構成市町の災害廃棄物等の発生量等を踏まえ設定する。

既存のごみ処理施設における災害廃棄物等の処理可能量を「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-4】（平成 31 年４月１日）」に示された手法で求める。

（１）ごみ焼却施設

１）設定条件

災害廃棄物対策指針に基づく設定条件を次に示す。

表 ４-４　設定条件

項目	内容
稼働年数	施設の経年劣化の影響等による処理能力の低下を想定し、稼働年数が長い施設を対象外とする。
処理能力（公称能力）	災害廃棄物等の処理の効率性を考え、ある一定規模以上の処理能力を有する施設のみを対象とする。
処理能力（公称能力）に対する余裕分の割合	ある程度の割合以上で処理能力に余裕のある施設のみを対象とする。
年間処理量（実績）に対する分担率	通常の一般廃棄物との混焼での受入れを想定し、年間処理量（実績）に対する分担率を設定する。

※引用資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-4】（平成 31 年４月１日）」

2）シナリオ

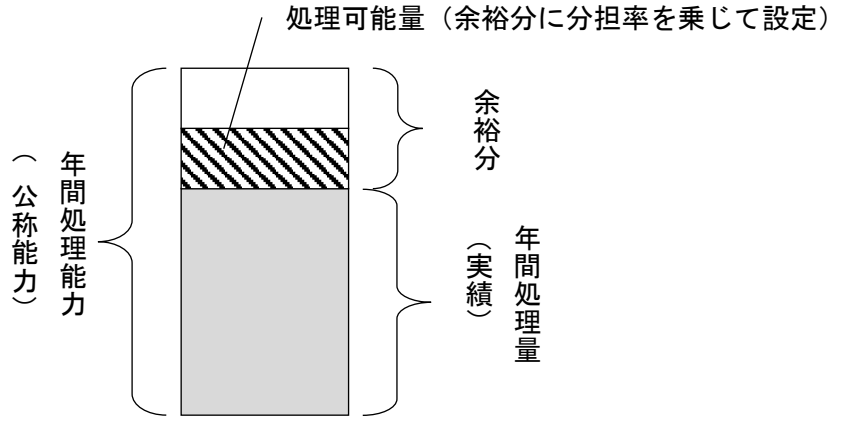
「1）設定条件」を踏まえシナリオを検討する。

表 4-5　各シナリオの概要

項　目	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
概　要	現状の稼働（運転）状況に対する負荷を考慮した安全側シナリオ	低位及び高位の中間	災害廃棄物等の処理を最大限行うと想定したシナリオ
稼働年数	20 年超の施設を除外	30 年超の施設を除外	制約なし
処理能力(公称能力)	100 ﾄﾝ/日未満の施設を除外	50 ﾄﾝ/日未満の施設を除外	30 ﾄﾝ/日未満の施設を除外
処理能力(公称能力)に対する余裕分の割合	20%未満の施設を除外	10%未満の施設を除外	制約なし※
年間処理量(実績)に対する分担率	最大で 5%	最大で 10%	最大で 20%

※処理能力に対する余裕分がゼロの場合は受け入れ対象から除外する。

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-4】（平成 31 年４月１日）」



引用資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-4】（平成 31 年４月１日）」

図 4-2　処理能力に対する処理可能量（イメージ）

表 4-6　年間処理量に対する分担率

項　目	玄界環境組合 古賀清掃工場	玄界環境組合 宗像清掃工場
稼働年数	平成 14（2002）年 12 月 稼働年数 22 年	平成 15（2003）年６月 稼働年数 21 年
処理能力(公称能力)	260 t /日	160 t /日
処理能力(公称能力) に対する余裕分の割合	例：R5 処理実績 51,012t/年 170t/日（300 日稼働と仮定） 35%	例：R5 処理実績 30,395t/年 83t/日（300 日稼働と仮定） 48%
年間処理量(実績) に対する分担率	①積極的に既存施設で災害廃棄物等を受け入れて処理する場合は、高位シナリオを採用することとし、分担率を 20%として想定する。 ②既存の 2 施設とも稼働年数を踏まえると災害廃棄物等の積極的な受け入れは困難であるとした場合は、中位シナリオを採用することとし、分担率を 10%として想定する。 なお、分担率に関しては玄界環境組合及び組合構成市町と協議及び調整を行い決定する必要がある。	

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-4】（平成 31 年４月１日）」

3）ごみ焼却施設被害時の能力低下

過去の大規模災害時における既存施設への影響を踏まえ、処理能力の低下を考慮する。

東日本大震災で被災したごみ焼却施設に係る調査事例では、被災率及び停止期間は震度の大きさによる違いが見られたことから、施設の処理能力への影響を考慮し、想定震度別に被災率及び停止期間を次のとおりとする。

表 4-7　想定震度と被災率

想定震度	被災率	停止期間	備　考
震度５強以下	－	－	想定震度５弱以下の地域では、施設の停止期間が２週間程度以下であることから、稼働停止による重大な影響はないと想定し、被災率及び停止期間については考慮しない。
震度６弱	35%	最大で １ヶ月	想定震度６弱の地域では、全施設の 35%が被災し、最大で１ヶ月間稼働停止する。各施設における被災の程度を個別に想定することは困難であるため、計算上は、「被災後１年間は処理能力が３%低下する。」と想定する。
震度６強以上	63%	最大で ４ヶ月	想定震度６強以上の地域では、全施設の 63%が被災し、最大で４ヶ月間稼働停止する。各施設における被災の程度を個別に想定することは困難であるため、計算上は、「被災後１年間は処理能力が 21%低下する。」と想定する。

※引用資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-4】（平成 31 年４月１日）」

表 4-8　被災想定（想定地震における震度及び処理能力低下）

項　目	西山断層（南東下部）	基盤地震動一定
震度※	５弱～６強	５弱～６弱
処理能力低下	震度により処理能力低下の割合が異なるが、本書では、西山断層の震度６強を考慮し、処理能力低下を「被災後１年間は処理能力が 21%低下する。」と想定する。	

※参考資料：「宗像市国土強靭化地域計画（令和６年３月）」

4）処理可能量

前述した１）～３）の条件に基づき、玄界環境組合の既存ごみ焼却施設の処理可能量を試算した結果を次に示す。

表 4-9　処理可能量の試算結果

項　目		玄界環境組合 古賀清掃工場	玄界環境組合 宗像清掃工場
①	日平均処理能力	260t/日	160ｔ/日
②	稼働日数 災害発生時の仮定値	300 日	300 日
③	処理能力(公称能力) ①×②	78,000t/年	48,000t/年 160t/日×300 日
④	処理実績	（　　）※ 例：R5 処理実績 51,012t/年	（　　）※ 例：R5 処理実績 30,395t/年
⑤	余裕分 ③-④	（　　）※ 例：R5 処理実績より 26,988t/年	（　　）※ 例：R5 処理実績より 17,605t/年
⑥	【中位シナリオ】 処理可能量 ⑤×10%	（　　）※ 例：R5 処理実績より 2,699t/年	（　　）※ 例：R5 処理実績より 1,761t/年
⑦	【中位シナリオ】 処理可能量１年目 ⑥×（1-0.21）	（　　）※ 例：R5 処理実績より 2,132t/年	（　　）※ 例：R5 処理実績より 1,391t/年
⑧	【高位シナリオ】 処理可能量 ⑤×20%	（　　）※ 例：R5 処理実績より 5,398t/年	（　　）※ 例：R5 処理実績より 3,521t/年
⑨	【高位シナリオ】 処理可能量１年目 ⑧×（1-0.21）	（　　）※ 例：R5 処理実績より 4,264t/年	（　　）※ 例：R5 処理実績より 2,782t/年

※災害発生時に（　　）に実績、計算値等を記入する。

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-4】（平成 31 年４月１日）」

（2）最終処分場

1）設定条件

災害廃棄物対策指針に基づく設定条件を次に示す。

表 4-10　設定条件

項目	内容
残余年数	次期最終処分場整備の準備期間を考慮し、残余年数が一定以上の施設を対象とする。
年間埋立処分量（実績）に対する分担率	通常の一般廃棄物と併せて埋立処分を行うと想定し、年間埋立処分量（実績）に対する分担率を設定する。

※引用資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-4】（平成 31 年４月１日）」

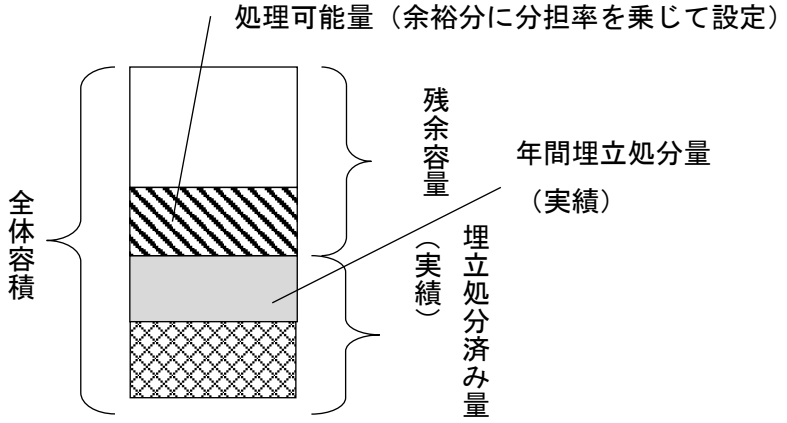
2）シナリオ

「１）設定条件」を踏まえシナリオを検討する。

表 4-11　各シナリオの概要

項　目	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
概　要	現状の稼働（運転）状況に対する負荷を考慮した安全側シナリオ	低位、高位の中間	災害廃棄物等の処理を最大限行うと想定したシナリオ
残余年数	10 年未満の施設を除外		
年間埋立処分量（実績）に対する分担率	最大で 10%	最大で 20%	最大で 40%

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-4】（平成 31 年４月１日）」



引用資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-4】（平成 31 年４月１日）」

図 4-3　処理能力に対する処理可能量（イメージ）

表 4-12　年間処理量に対する分担率

項　目	宗像市不燃物 埋立処分場	大島一般廃棄物 最終処分場
埋立容量	158,340m³	3,560m³
残余容量	30,947m³	2,904m³
残余年数	約 31 年（※）	約 409 年（※）
処理の可否	残余年数 10 年以上のため処理可能	
年間埋立処分量(実績) に対する分担率	①積極的に既存施設で災害廃棄物等を受け入れて処理する場合は、高位シナリオを採用することとし、分担率を 40%として想定する。 ②残余容量を踏まえて、災害廃棄物等の積極的な受け入れは困難であるとした場合は、中位シナリオを採用することとし、分担率を 20%として想定する。	

※参考資料：「宗像市一般廃棄物最終処分場維持管理記録（令和６年４月）」

3）処理可能量

前述した１）～３）の条件に基づき、本市の既存最終処分場の処理可能量を試算した結果を次に示す。

表 4-13　処理可能量の試算結果

項　目		宗像市不燃物 埋立処分場	大島一般廃棄物 最終処分場
①	年間埋立処分量 （実績）	（　　）※	（　　）※
②	【中位シナリオ】 処理可能量 ①×20%	（　　）※	（　　）※
③	【高位シナリオ】 処理可能量 ①×40%	（　　）※	（　　）※

※災害発生時に（　　）に実績、計算値等を記入する。

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-4】（平成 31 年４月１日）」

第３節　市民への暫定的な対応に関する周知

災害時においては、道路、空き地等への無秩序な災害廃棄物等の排出が行われないよう、平常時及び災害時において、ごみ排出及びごみ処理方法等についての周知を継続的に行う。

表 4-14　市民への周知

項　目	周知の内容
平常時	【災害発生時の行動に関する啓発】 ・災害時の行動マニュアルの配付及びホームページでの公表 ・広報、パンフレット等を用いた定期的な啓発
災害発生時	【収集運搬に関する情報発信】 ・災害廃棄物等の排出方法 ・住民専用集積所、一次仮置場の設置、利用方法等

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 25-1】（令和２年３月 31 日）」

第５章　人員の確保及び体制の整備

第１節　災害対応体制の整備

災害廃棄物等の処理に関する作業を行う市民対策班の体制と役割（例）を次に示す。各役割を明確にし、組織として対応するとともに、体制の状況、人員の不足等を明確化し、必要に応じ人的支援を求める。

表 5-1　市民対策班の体制と役割（例）

担　当	役　割
市民協働部長【班長】 環境部長 監査委員事務局長	・各業務担当の進捗管理及び決裁 ・災害対策本部との調整及び連携 ・市長、議会等に対する状況説明
総務担当	・情報収集及び提供 ・広報 ・予算及び人員確保 ・契約 ・庁内外連携 ・補助金申請 ・受援調整（県、他市町等、関係団体、ボランティア等） ・災害廃棄物処理実行計画の作成 ・市民対応
ごみ担当	・災害廃棄物等の収集運搬 ・仮置場の設置、管理、運営及び撤収 ・収集運搬委託業者との調整、連携等 ・玄界環境組合との調整、連携等 ・がれき及び障害物の撤去、処理等（建設班との調整、連携等） ・倒壊及び半壊家屋の処理、処分等（補助事業として実施する場合） ・応援を受け入れている県、他市町、民間団体、ボランティア等との収集運搬、処理及び処分に関する調整、連携等
し尿担当	・し尿の収集運搬について ・収集運搬許可業者との調整、連携等 ・仮設トイレの確保、設置、管理、撤去等 ・応援を受け入れている県、他市町、民間団体、ボランティア等との収集運搬、処理及び処分に関する調整･連携等 ・下水道及び雨水排水設備の状況把握、応急対応、復旧等
関連業務担当	・被災家屋等の消毒 ・動物の保護、収容等 ・所管施設の応急対応 ・遺体の収容、安置、火葬等

※参考資料：「宗像市地域防災計画（令和７年５月）」

第２節　協力要請

（１）県、他自治体、民間団体等への協力要請

地震、豪雨等により甚大な災害が発生した場合、平時の業務に加えて多種多様な災害対応業務が大量に発生し、人員が不足する恐れがある。このため、本市災害対策本部はもとより国、県、他市町、民間団体等と連携して対処する。

関係機関との調整及び連携内容を次に示す。

表 5-2　県、他自治体、民間団体等との調整及び連携

関係団体	調整及び連携内容
玄界環境組合及び組合構成市町	災害廃棄物等の処理、資源化及び処分に関して円滑に推進できるよう調整及び連携を図る。
収集運搬委託及び許可事業者	災害廃棄物、し尿等の収集運搬に関して円滑に推進できるよう協定災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定に基づき収集運搬業務に関する調整及び連携を図る。
他市町村、民間団体等	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定、災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定等、県内の市町、民間団体等に対しては、これらの協定に基づき、県を通じて収集運搬、処理及び処分の応援を要請する。
社会福祉協議会等	ボランティアの活用は、被災現場の復旧に際して大きな力となることから、ボランティアの派遣を行う社会福祉協議会等に対し、ボランティアによる災害廃棄物処理への適切な協力のあり方について調整する。
国及び福岡県	県内市町村、近隣他県、国及び民間事業者団体との間で、支援及び協力体制を整えるなど、災害廃棄物等の処理に関する一連の業務ついて調整を要請する。 本市単独で処理が困難な場合、災害廃棄物等の処理に関する事務委託を要請する。 国に対して災害廃棄物等の処理が適正かつ効率的行われるよう方針の作成、財政措置、専門家派遣、広域かつ効率的な処理に向けた県外の自治体、民間事業者の処理施設に係る情報提供等の支援を要請する。

※参考資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」

（2）ボランティアへの協力要請

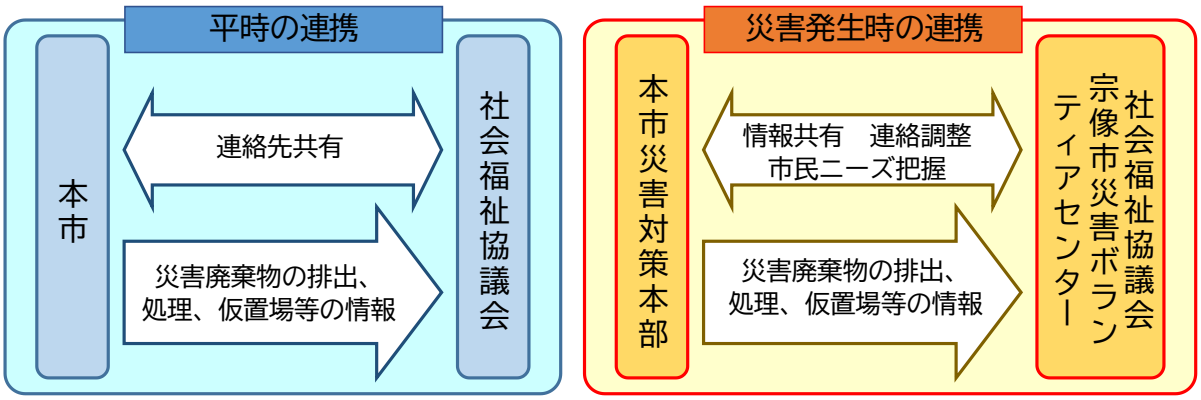
災害発生時の被災現場においてボランティアが災害廃棄物等の回収、片付けごみの分別排出等の支援を行い、被災地の復興に大きく寄与している。

市民の健康への配慮を行い、安心及び安全の確保を考え、一日も早い通常の生活を取り戻すため、災害時のボランティア活動は重要であると言えることから、平時より社会福祉協議会、市民団体等との連携体制を構築する。

表 5-3　ボランティアとの連携事項

内　容
【宗像市災害ボランティアセンターの設置】 ・災害時に社会福祉協議会及び本市が協議のうえ、宗像市災害ボランティアセンターの立ち上げを検討する。設置した際は、市民団体及び全国から駆けつける災害ボランティアの活動拠点と位置付ける。 ・宗像市災害ボランティアセンターは、災害ボランティアの受け入れ、コーディネート、情報収集、発信、被災区域におけるニーズの把握、市との連絡調整等の役割を担う。
【災害ボランティアとの連携】 ・災害廃棄物等の分別排出、処理、処分方法、住民専用集積所及び一次仮置場の位置、持込時のルール、その他の市民ニーズ等について、発災後速やかに社会福祉協議会と情報共有し、災害ボランティアとの円滑な連携を図る。（宗像市災害ボランティアセンターを設置する際は同センターがボランティアとの連携を担う）
【多様な主体との連携】 ・災害時に支援を行う主体は多様化しており、宗像市災害ボランティアセンターのほかに、ＮＰＯ、市民団体、民間団体等とも連携を図る。（表　5-4参照） ・ボランティア活動に参加する各主体間の連絡及び活動調整を行うため情報共有の場（情報共有会議等）を設ける。

※参考資料：「宗像市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル（令和３年３月）」



※参考資料：「宗像市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル（令和３年３月）」

図 5-1　社会福祉協会との連携

表 5-4　宗像市災害ボランティアセンターに関連する機関及び団体の活動内容

機関及び団体名	災害ボランティアセンター（VC）に関連する活動内容
宗像市災害対策本部	災害VCとの密な連絡、情報の共有化を図る中で、災害ボランティア活動が効果的・効率的に行われるよう、活動支援に努める。
宗像市 （市民対策班）	市社協等と連携・協働し、災害VCの立ち上げ・運営を行うとともに、市災害対策本部及び行政の各部署とのパイプ役（連絡調整役）を担う。
ボランティア連絡協議会・ NPO	市社協と連携し、災害VCの立ち上げ・運営及び被災者の救援・復興支援活動を行う。 避難所及びボランティア活動において、手話・点字・音訳等が必要な人の支援を行う。
コミュニティ運営協議会 自治会 小地域福祉会 民生委員児童委員協議会	避難行動要支援者の安否確認及び被災者ニーズの把握等を行う。 適宜、現地でのコーディネート役を担う。
宗像青年会議所 青年会議所（JC）	災害時相互協定に基づき、災害VCの運営支援を行う。
三社協連絡会 （近隣市町村社協）	近隣三市（宗像市・福津市・古賀市）の社会福祉協議会で、平常時から災害時に備えたネットワークをつくるとともに、災害発生時には、相互連携を取り、災害VC運営への積極的な支援を行う。
福岡県社会福祉協議会 （県社協）	後方支援組織として、県内外からの人的・物的支援、情報や資機材の提供及び調整、災害VCの立ち上げ及び継続的な活動支援等を行う。
宗像市社会福祉法人連絡会 社会福祉施設	利用者の安全確保と避難行動要支援者の緊急受け入れ及び施設機能を活かした在宅者への支援等を行う。 車両班や人材派遣等、災害VC運営の協力を行う。
福岡県共同募金会 （県共募）	「災害支援制度運営要綱」に基づき、県共同募金会における準備金を活用（※）し、災害の発生に伴うボランティア活動や活動拠点事務所の立上げを支援するとともに、損壊した福祉施設の建物・設備の復旧等を支援する。 ※準備金を活用できるのは、災害救助法が適用された場合。

機関及び団体名	災害ボランティアセンターに関連する活動内容
災害ボランティア 支援プロジェクト会議（支援Ｐ）	平常時には、災害支援に関する調査研究、人材育成や啓発活動を行う。 災害時には、多様な機関・組織、関係者などが協働・協力して被災者支援にあたる。
全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）	平常時には、災害時の活動が効果的に行われるよう、NPO・ボランティアセンターなど、市民セクターや関係機関等との連携強化を図る。 災害時には、被災者支援の「漏れ・抜け・落ち・ムラ」を防ぎ、地域ニーズに合った支援活動を促進するため、被災地域の関係者と協力してニーズや支援に関する情報を集約し、支援活動の調整機能としての役割を果たす。
九社連	「九州ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定」に基づき、災害VC運営の積極的な支援等を行う。
全国社会福祉協議会 （全社協）	全国の被災地支援活動の全国対策本部を設け、被災地の都道府県やブロックの活動状況、各福祉分野の種別協議会等の活動方針等を踏まえ、全国規模の支援活動に関する社協等関係団体間の連絡・調整及びブロックの社協等関係団体の支援活動の支援（情報提供や提案、全国規模の被災地支援活動が想定される場合の連絡・調整等）を行う。
保健・医療関係	被災者へのメンタルヘルス活動は、基本的には県担当課や日本赤十字社福岡県支部（日赤）が専門の立場から行う。 ボランティアとしての活動は、友愛訪問、集会所等でのふれあいサロン等をとおしてコミュニケーションづくりを行う。
企業・組合	各企業・組合等の特長を活かし、救援・復興支援活動への取り組みを行う。。

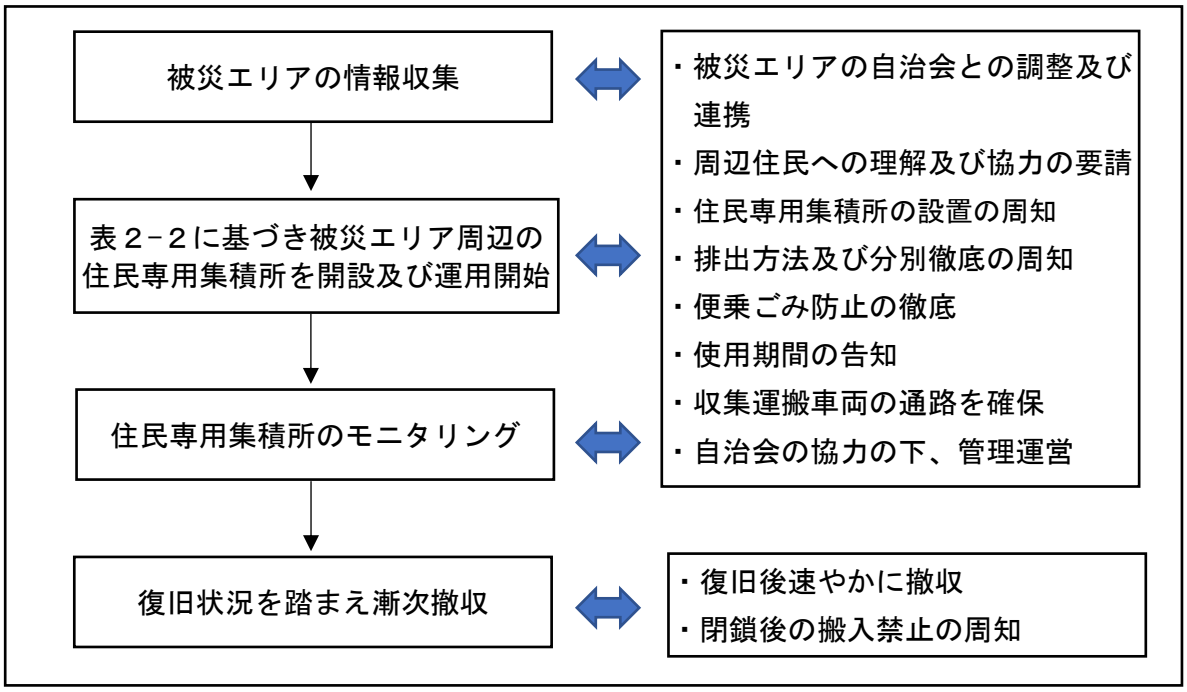
※引用資料：「宗像市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル（令和３年３月）」

第６章　仮置場の設置及び管理運営

第１節　仮置場決定の流れ

１　住民専用集積所設置の流れ

住民専用集積所設置の流れを次に示す。

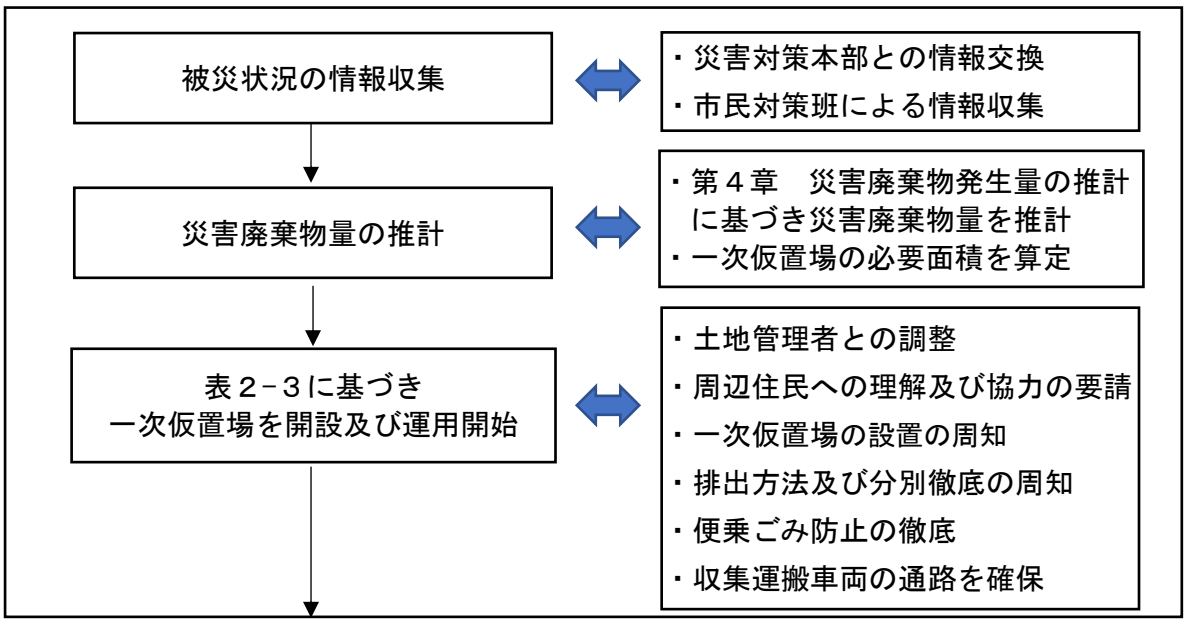


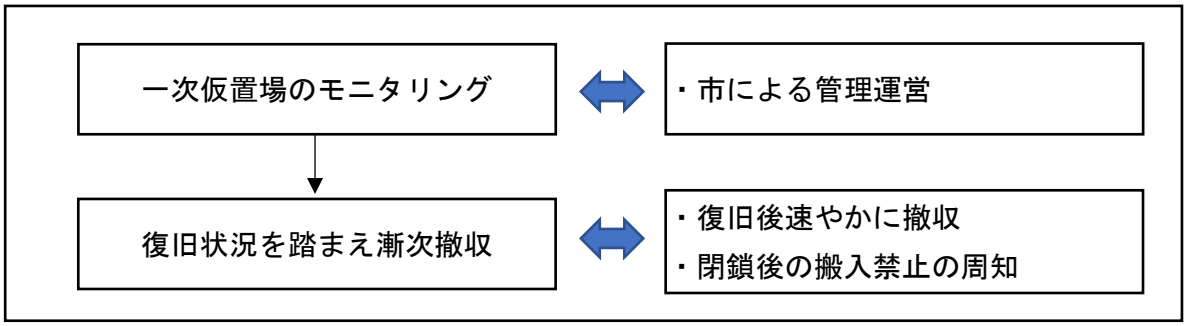
参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 18−1】（平成 31 年４月１日）」

図　6−1　住民専用集積所の設置フロー

２　一次仮置場設置の流れ

一次仮置場設置の流れを次に示す。



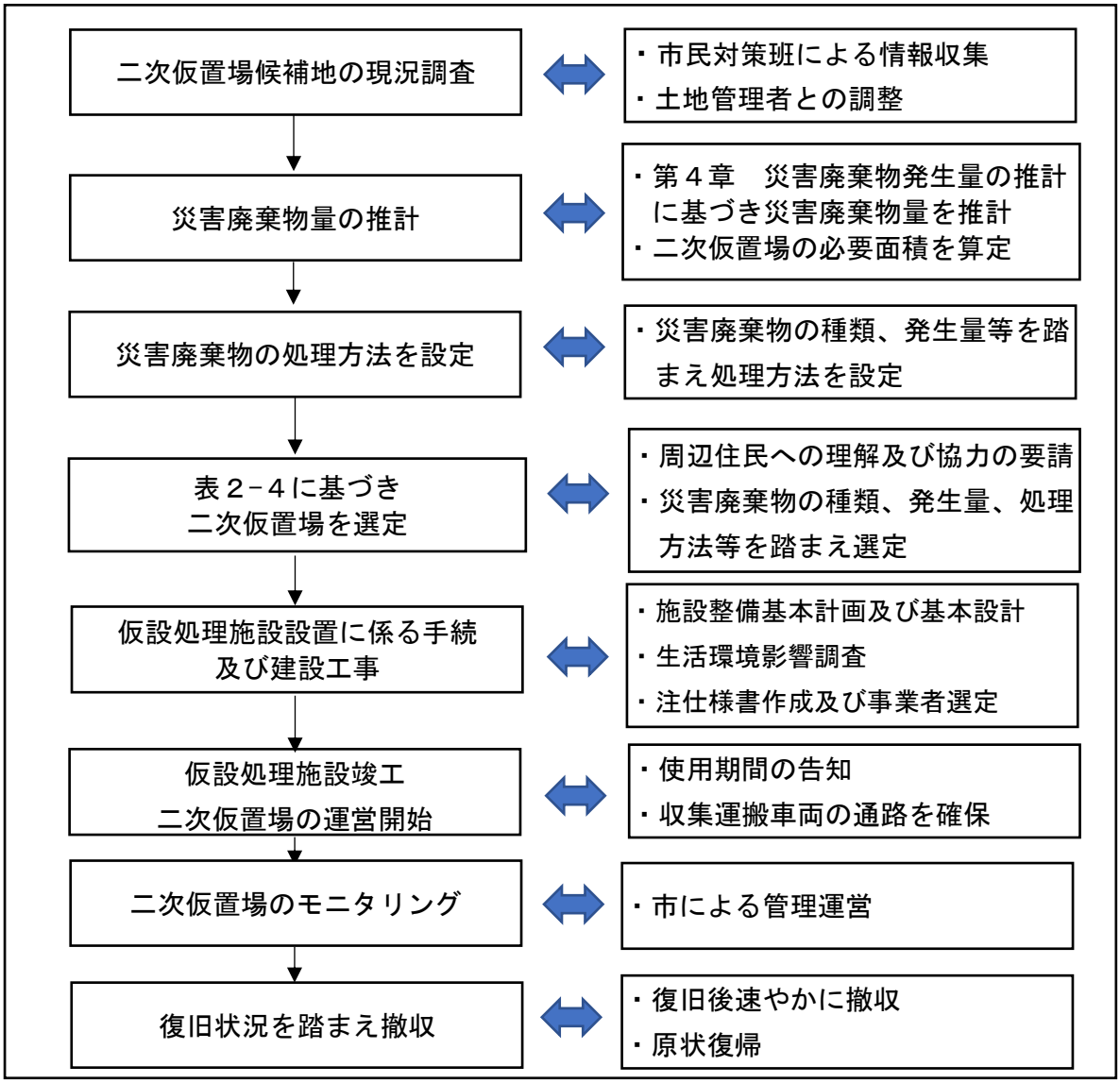


参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 18-1】（平成 31 年４月１日）」

図 6-2　一次仮置場の設置フロー

3　二次仮置場設置の流れ

二次仮置場設置の流れを次に示す。



参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 18-1】（平成 31 年４月１日）」

図 6-3　二次仮置場の設置フロー

第２節　仮置場の必要面積

１　一次仮置場の必要面積

一次仮置場面積の算出は「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 18-2】（平成 31 年４月１日）」に示された手法を用いて行う。

【一次仮置場必表面積算定式】

面積＝集積量÷見かけ比重÷積上げ高さ×（1＋作業スペース割合）
・集積量＝災害廃棄物の発生量－処理量
・処理量＝災害廃棄物の発生量÷処理期間
見かけ比重：可燃物 0.4 トン/m^3、不燃物 1.1 トン/m^3、片付けごみ 1.0 トン/m^3
積み上げ高さ：　5 m 以下（本試算では 3m とする）
作業スペース割合：0.8～1（本試算では１とする）
処理期間：　１年間（災害廃棄物処理計画に基づく）

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 18-2】（平成 31 年４月１日）」

２　二次仮置場の必要面積

（１）計算条件

二次仮置場は、処理処分先及び再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合に、さらに破砕、選別等の中間処理を行うとともに、処理後物を一時的に集積及び保管するために設置する場所とする。

二次仮置場では災害廃棄物等を保管する場所に加えて、処理施設を配置する場所を確保する。なお、仮設焼却炉の設置については発災時に被災状況を踏まえ検討する。

混合物、コンクリート系混合物及び木質系混合物ごとに日平均処理量を満たす基本ユニットの必要数を求め、二次仮置場の必要面積を推計する。

（２）必要面積計算式

二次仮置場面積の算出は「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 18-2】（平成 31 年４月１日）」に示された手法を用いて行う。

【二次仮置場必表面積算定式】

・二次仮置場の必要面積（ha）
　＝基本ユニットの必要数（ユニット）×基本ユニットの面積（ha /ユニット）
・基本ユニットの必要数（ユニット）
　＝日平均処理量（トン/日）÷基本ユニットの処理能力（トン/日・ユニット）

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 18-2】（平成 31 年４月１日）」

表 6-1　基本ユニットの基礎数値

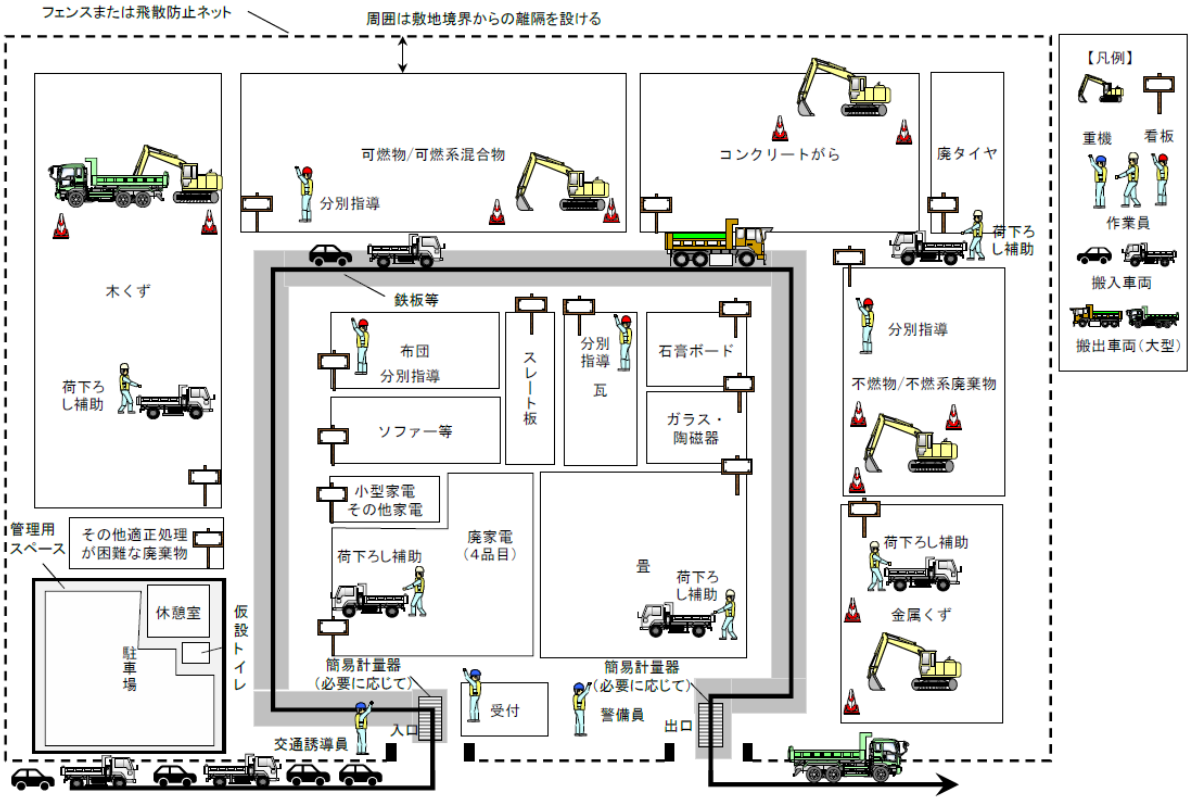
基本ユニット	廃棄物の種類	面積 ha/ユニット	施設能力	
			廃棄物比重 トン/m^3	処理能力 トン/日・ユニット
移動式	混合物	4.5	0.4	140
			1.0	350
			1.6	570
固定式		4.0	0.4	300
			1.0	750
			1.6	1,200
移動式	コンクリート系混合物	2.5	1.1	240
			1.3	280
			1.6	360
固定式		5.0	1.1	1,700
			1.3	2,000
			1.6	2,500
移動式	木質系混合物	2.5	0.2	120
			0.4	240
			0.6	360

※引用資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 18-2】（平成 31 年４月１日）」

第３節　仮置場の配置計画

１　一次仮置場（住民専用集積所）の配置計画

「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 18-3】（令和５年１月 20 日）」に基づき、一次仮置場のレイアウト例を次に示す。例を踏まえ、確保した用地の面積、地形等を考量しレイアウトを検討する。また、住民専用集積所についても、排出者による分別を促すため、基本的に一次仮置場と同様の配置例を元に検討する。

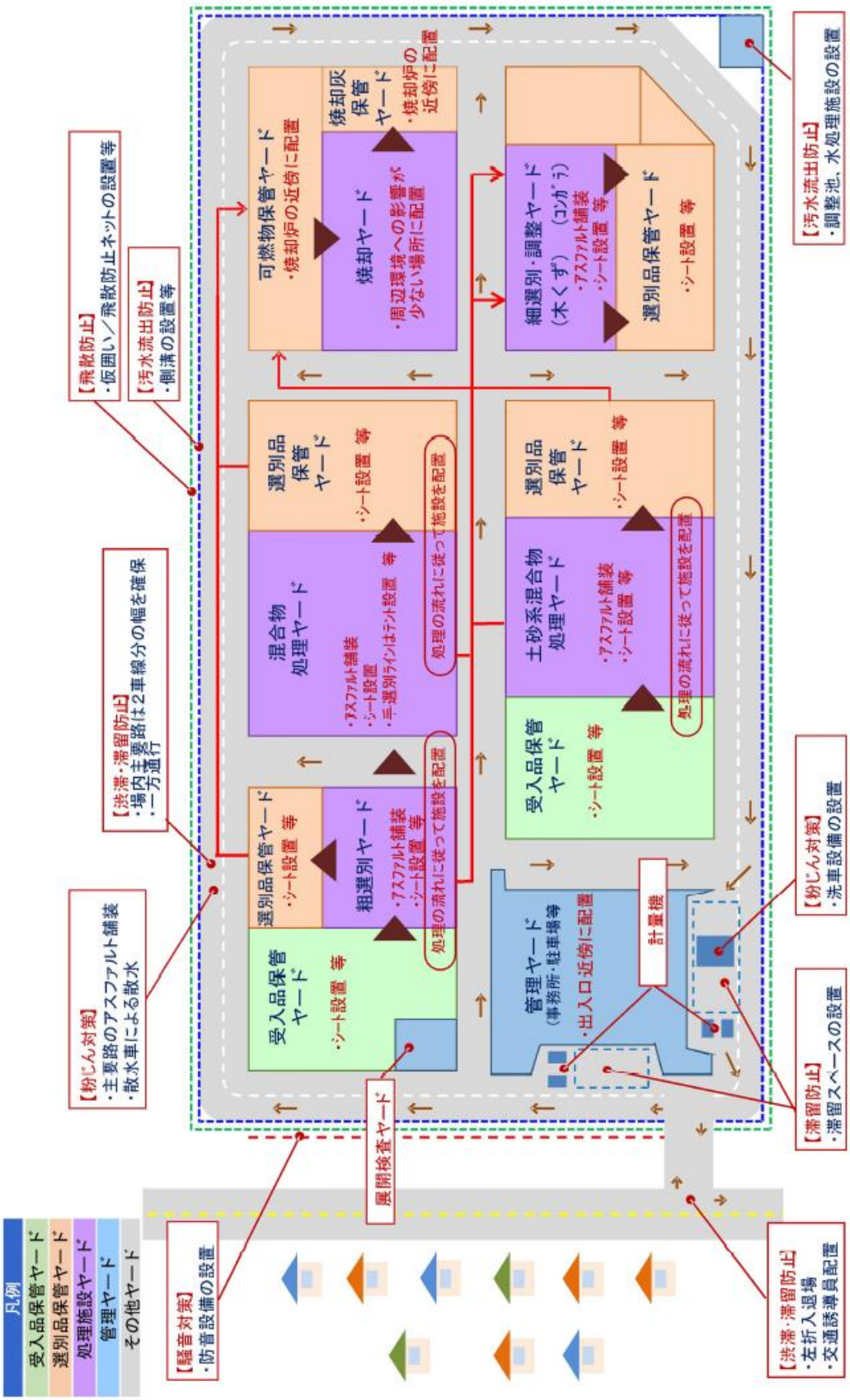


※引用資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 18-3】（令和５年１月 20 日）」

図　6-4　一次仮置場（住民専用集積所）の配置計画例

２　二次仮置場の配置計画

「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 18-3】（令和５年１月 20 日）」に基づき、二次仮置場のレイアウト例を次に示す。災害廃棄物等の処理、受入、搬出等を行う観点から、それぞれの作業の効率性、安全性等を十分に踏まえたレイアウトを検討する。

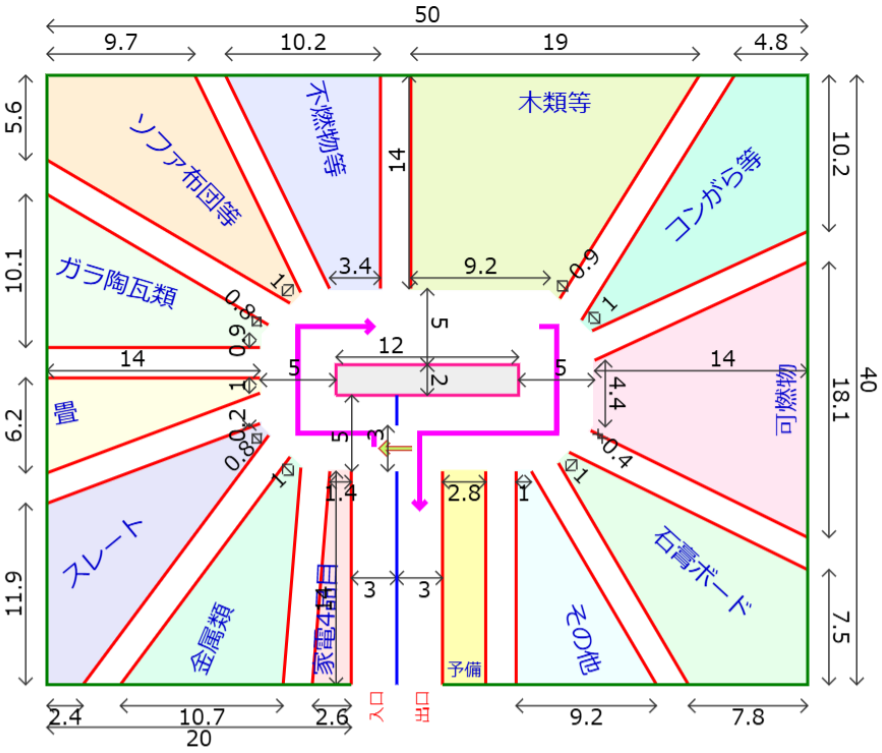


※引用資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 18-3】（令和５年１月 20 日）」

図 6-5　二次仮置場の配置計画例

3　仮置場の配置計画の検討方法

実際に仮置場を選定し、配置計画の検討を行う際には、「仮置場配置自動作成ツール」を活用する。また、「仮置場配置自動作成ツール」の活用例を次に示す。



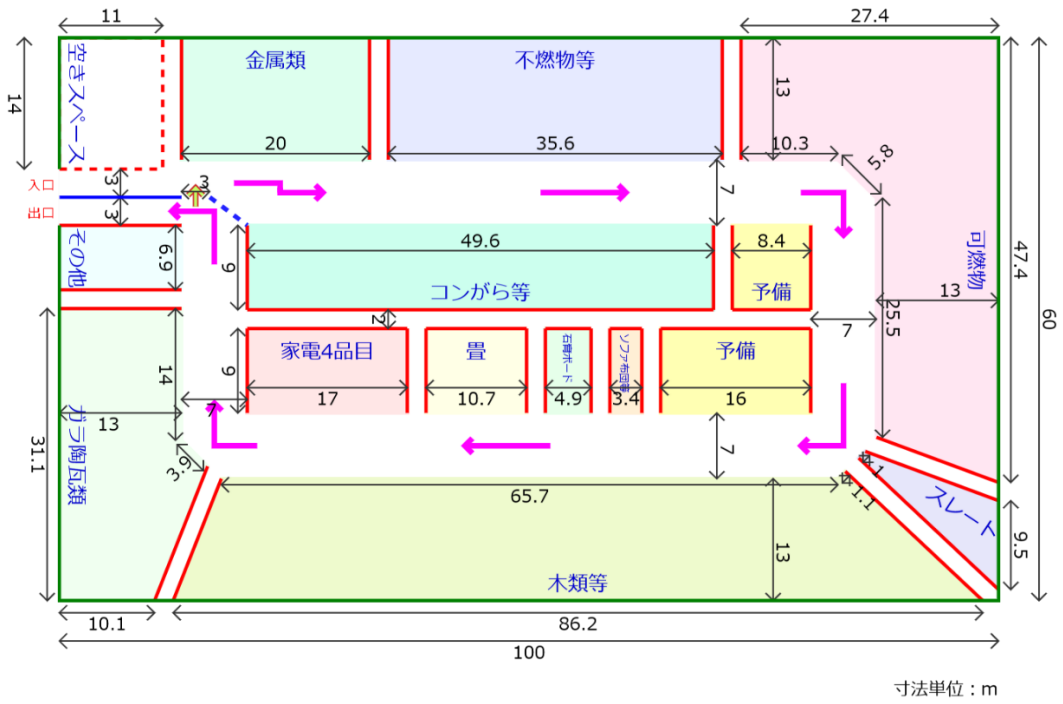
寸法単位：m

※引用資料：「国立研究開発法人 国立環境研究所
仮置場配置図自動作成ツール：Kari-hai」

図 6-6　外周にのみ災害廃棄物を配置する場合の配置計画（例）

表 6-2　上記配置計画の検討条件

項目	検討条件
敷地面積	2,000㎡
仮置範囲幅（長辺）	50m
仮置範囲奥行（短辺）	40m
出入口数	1
出入口位置	長辺に配置
出入口までの距離	左手前角から 20m
出入口幅	6m
場内道路幅	5m
災害の種類	地震
品目配置パターン	外周に配置



※引用資料：「国立研究開発法人 国立環境研究所
仮置場配置図自動作成ツール：Kari-hai」

図 6-7 外周及び中央に災害廃棄物を配置する場合の配置計画（例）

表 6-3 上記配置計画の検討条件

項目	検討条件
敷地面積	6,000㎡
仮置範囲幅（長辺）	100m
仮置範囲奥行（短辺）	60m
出入口数	1
出入口位置	短辺に配置
出入口までの距離	左奥前角から 14m
出入口幅	6m
場内道路幅	7m
災害の種類	地震
品目配置パターン	外周及び中央に配置

第４節　仮置場の管理及び運営

１　仮置場の管理及び運営

仮置場に関しては、次に示す事項を踏まえ管理及び運営する。

表 6-4　仮置場の管理及び運営方法

項　目	内　容
交通整理	・仮置場に災害廃棄物等を搬入する車両で交通渋滞を起こすおそれがあるため、仮置場への搬入経路を設定し周知を徹底する。 ・必要に応じ、誘導員による交通整理、搬入車両の誘導等の対応を行う。
搬入路の整備	・搬入路については、大型車がアクセスできるコンクリート、アスファルト及び砂利舗装された道路（可能な限り幅 12m程度以上）を確保し、必要に応じて地盤改良を行う。
路盤整備	・仮置場の地盤について、特に土（農地を含む）の上に集積する場合、散水に伴う建設機械の作業性を確保するため、仮設用道路等に使う「敷鉄板」等を確保する。
搬入及び搬出管理	・災害廃棄物等の作業効率の向上、不法投棄、不適正廃棄等を防止するために、管理要員を配置し、搬入及び搬出の管理を徹底する。（身分証、搬入申請書の提出ルール化等） ・受入時間、排出方法、場内の利用方法等について周知徹底する。時間外は搬入できないよう措置をする。必要に応じて巡回監視を行う。 ・災害廃棄物等の発生量の把握及び処理コスト算出の根拠とするため、車両台数、おおむねの搬入量、搬出量、処理量、資源化量等を記録し実績把握を行う。
安全管理	・作業員は、安全及び衛生面に配慮した服装に加え、粉じんの飛散に備え、防じんマスク、めがね、手袋、安全靴等の着用を義務付ける。 ・場内は原則一方通行とし、渋滞及び混乱を避ける。
分別管理	・備品（案内版、立看板、シート等）の確保及び備蓄を推進する。 ・種類ごとに区画を設け、見やすく、分かりやすい看板を設置し、管理要員による誘導等により分別を徹底する。 ・現状復帰を視野に、処理の進捗を踏まえて区画の見直しを行う。
火災予防	・発火及び発熱防止の観点から、高さ５ｍ以上積上げを行わない。 ・濡れた畳及びマットレスを積上げて保管すると火災の原因になる可能性があるため、乾かしてから保管する。 ・スプレー缶及びライター類は火の気や可燃物のない風通しの良い場所でガス抜きを行った後、日陰で保管する。 ・鉛蓄電池（自動車、オートバイ等から発生）は火災発生の原因となることから、山から取り除き別途保管する。重機で踏みつぶさないように注意する。 ・万が一の火災発生時の消火活動を容易にし、延焼を防止するため、堆積物同士の離間距離を２ｍ以上設け、面積を 200 ㎡以下とする。 ・可能な限り、消火用水及び消火器を準備する。

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 18-4】（平成 31 年４月１日）」

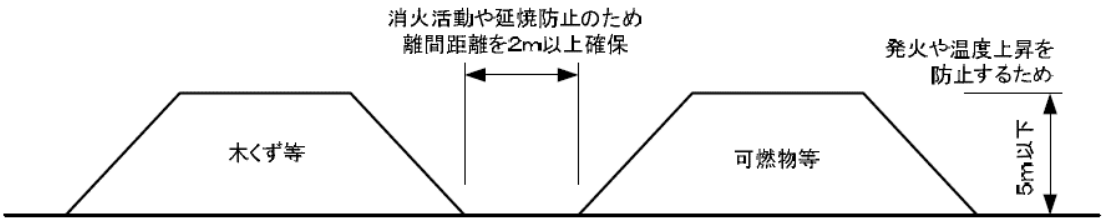
2　仮置場の火災防止対策

仮置場の火災防止対策を次に示す。

表 6-5　仮置場の火災防止対策

仮置場の火災予防対策
○【仮置場の設置】 仮置場に積上げられる可燃性廃棄物は、高さ５ｍ以下、一山あたりの設置面積を 200 ㎡以下にする。また、積上げられる山と山との離間距離は２ｍ以上とする。 ・堆積高さが５ｍを超過すると、内部の発熱速度＞表面からの放熱速度となり、蓄熱が促進される危険性があるため。 ・堆積高さ、設置面積及び離間距離を適切に管理することで、火災発生時の消火活動が容易になるため。 ・数週間に１度は仮置場の堆積物の切返しを行い、積上げたままの状態で長期放置しないようにする。 ○【重機】 ・積上げられた山の上で作業する重機の活動範囲を日単位で変更する（毎日同じ場所に乗らない）。 ○【危険物】 ・ガスボンベ、ライター、灯油缶、バイク等の燃料を含む危険物及び電化製品、バッテリー、電池等の火花を散らす廃棄物の混在を避ける。 ・これらを含む可能性のある家電、電子機器等の保管場所と可燃性廃棄物を近接させない。 ・スプレー缶及びライター類は火の気や可燃物のない風通しの良い場所でガス抜きを行った後、日陰で保管する。 ・鉛蓄電池（自動車、オートバイ等から発生）は火災発生の原因となるので、山から取り除き、重機で踏みつぶさないように注意する。 ○【降雨】 ・降雨が繰り返されることによって、廃棄物層内の温度が上昇することが懸念されるため、降雨が多い時期には特に注意を必要とする。 ○【消火活動】 ・万が一の火災発生時の消火活動を容易にし、延焼を防止するため、可能であれば消火用水及び消火器を準備する。 ○【火災予防のモニタリング】 ・最低でも１週間に１度程度は仮置場の山を巡回視察する。 ・表層から１ｍ程度の深さの温度が摂氏 75 度を超過していたら危険信号。 ・表層から１ｍ程度の深さの一酸化炭素濃度が 50ppm を超過していたら危険信号。 ・堆積物から出てくる水蒸気が芳香系の揮発臭がある場合は危険信号。 ・モニタリングは法肩部及び小段部分を重点的に調査する。

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 18-4】（平成 31 年４月１日）」



※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 18-4】（平成 31 年４月１日）」

図 6-8　仮置場の災害廃棄物等の堆積イメージ

3　仮置場の管理及び運営体制

仮置場の管理及び運営体制を次に示す。

表 6-6　仮置場の管理及び運営体制

項　目	内　容
管理責任者	・仮置場の作業指示 ・場内の安全管理 ・仮置場の効率的な運営、分別の徹底、便乗ごみの排除、ごみの種類ごとの保管エリアの維持、環境保全等 ・市民対策班との連絡調整 ・市民対応
誘導員	・交通整理 ・出入口での車両誘導及び場内の混雑状況の調整 ・被災地域からの搬入であることを確認（搬入者の免許証、ナンバー等確認） ・交通渋滞を防止するため必要に応じ仮置場周辺の道路においても誘導員を配置
計量要員	○計量機を設置する場合 ・搬入量及び搬出量の計量
作業員	・分別の指導 ・ごみの種類ごとの保管エリアへの誘導 ・荷下ろし補助 ・重機の操作
運転員 運転補助要員	○仮設処理施設を設置する場合 ・処理施設の運営及び維持管理 ・災害廃棄物等の受入及び残渣類の搬出対応 ・重機の操作

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 18-4】（平成 31 年４月１日）」

4　仮置場の必要資機材

表２-13 に示す資機材を備えることとする。

第７章　収集運搬

第１節　収集運搬体制

災害廃棄物等の収集運搬に関しては、発生量、種類、被災範囲等を踏まえ、次に示す方法を基本に体制を構築する。

表 7-1　災害廃棄物等の収集運搬体制

項　目	内　容
委託事業者及び許可業者の協力による収集	・平時においてごみの収集運搬を委託している事業者、許可業者、市と協定を締結している収集運搬事業者等に協力を求める
県への協力要請	・廃棄物の収集運搬を行っている民間団体への協力要請 ・全国都道府県への広域的な支援を要請
新たに委託	・産業廃棄物業者、建設業者等へ臨時的に許可を与え、収集運搬の協力を求める
再委託を認める	・廃掃法に基づき非常災害時においては、一定の条件の下、収集運搬における再委託を認める

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 17-3】（平成 31 年４月１日）」

第２節　効率的な収集運搬

効率的な収集運搬を実施するために、次に示す事項に留意する。

表 7-2　効率的な収集運搬制

項　目	内　容
積込段階の分別	・災害廃棄物等については、回収後の処理、資源化及び処分の効率性を考慮し、収集運搬車両への積込段階から分別を徹底する ・分別積込の効果は、仮置場のスムーズな荷下ろし、他の搬入車両の待ち時間の短縮、仮置場の適正管理等にも有効である
分別を踏まえた車両編成	・パッカー車、ダンプ車、平ボディー車、コンテナ車等、収集運搬車両の特長を踏まえ、数台また種類の違う車両を組み合わせて隊を編成しごみの分別に応じた柔軟な収集体制を構築する

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 17-3】（平成 31 年４月１日）」

第８章　処理及び処分

第１節　処理及び処分体制

災害廃棄物等の処理及び処分に関しては玄界環境組合で実施することを基本に体制を構築する。

表 8-1　災害廃棄物等の処理及び処分体制

項　目	内　容
玄界環境組合での処理及び処分	・災害廃棄物等については、平時においてごみの処理及び処分を行っている玄界環境組合において処理を実施することを基本とする
県への協力要請	・玄界環境組合において処理が困難な場合には県へ協力を要請 ・廃棄物の収集運搬を行っている民間団体への協力要請 ・全国都道府県への広域的な支援を要請
仮設処理施設での処理	・設置の判断については、第４節に示す

※参考資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」

第２節　優先して処理すべき災害廃棄物等

災害発生時は、災害廃棄物、片付けごみ及び避難所ごみへの対応により収集運搬車両が不足することが見込まれる。そのため、処理の優先順位を定めて効率的な収集運搬及び処理を実施する。

ごみの特性を踏まえ、処理の優先順位を次のとおりとする。

表 8-2　優先して処理すべき災害廃棄物等

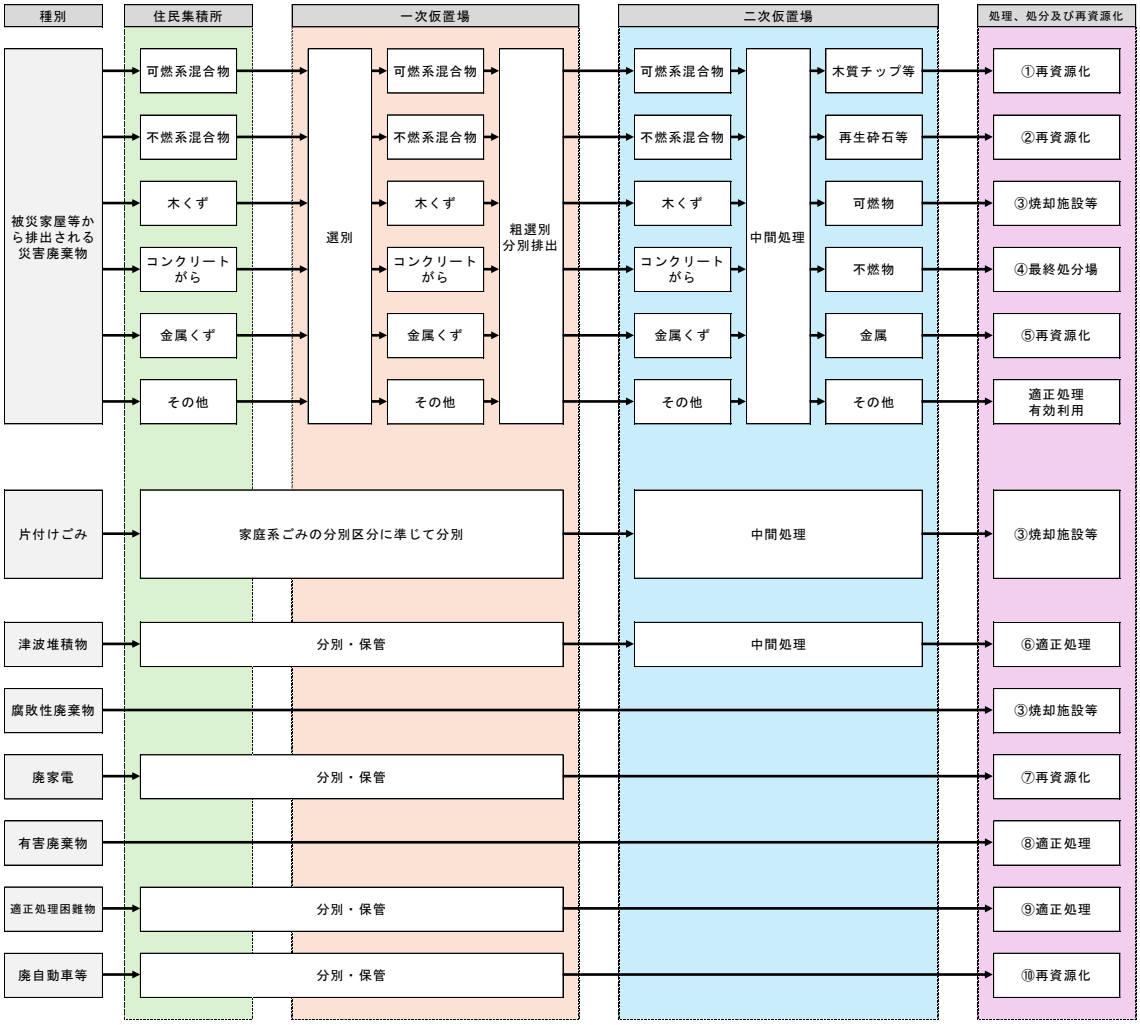
優先順位	ごみの種類	留意事項	管理、処理方法
高 ↑ ↓ 低	感染性廃棄物	医療行為に伴い発生する廃棄物、注射針、血の付着したガーゼ等の回収方法及び処理方法の詳細は関係機関と調整し設定する。	専用容器に入れて分別保管し、関係機関との調整結果を踏まえ早急に処理する。
	簡易トイレ、携帯トイレ等の便袋	一般的に便は薬剤で固められており、衛生的な保管が可能であるが、感染や臭気の漏洩も懸念される。	密閉して分別保管後、早急に回収し焼却処理する。
	腐敗性廃棄物	生ごみは腐敗が早く、ハエ等の害虫及び悪臭の発生が懸念される。	指定収集袋等に入れて分別保管し、早急に回収し焼却処理する。
	可燃ごみ	可燃ごみ（生ごみ等の腐敗性の廃棄物を除く）は、衛生面での優先度は低いが、かさばるため、広い保管場所を要する。	指定収集袋等に入れて分別保管し、定期的に回収し焼却処理する。
	不燃ごみ、資源物等	不燃ごみ、資源物等については保管が可能であるため優先度は低い。収集運搬体制が安定するまでの間は保管し、安定後に回収を開始する。	分別して保管したものを、定期的に回収し処理する。

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 24-15】（令和５年１月 20 日）」

第３節　災害廃棄物等の処理フロー

１　災害廃棄物等の処理フロー

災害時における災害廃棄物等の処理フローの例を次に示す。



※参考資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」

図　8-1　災害廃棄物等の処理フロー（案）

2　処理、処分及び再資源化の方法

図 8-1における処理、処分及び再資源化の具体的な方法を次に示す。

表 8-3　処理、処分及び再資源化の方法

項目	対象	方法	対応
①再資源化	ボード原料、燃料チップ等	引き取り業者によって再資源化	《引き取り業者》 ・〇〇
②再資源化	土木資材	引き取り業者によって再資源化	《引き取り業者》 ・〇〇
③焼却施設等	可燃物等	一般廃棄物処理基本計画に基づいて、平時の処理フローと同様に処理する	《焼却施設》 ・玄界環境組合 宗像清掃工場 ※広域処理を行う場合は、適宜協力施設にて処理を行う。
④最終処分場	不燃物等	一般廃棄物処理基本計画に基づいて、平時の処理フローと同様に処理する	《最終処分場》 ・玄界環境組合 宗像清掃工場 最終処分場 ・宗像市不燃物埋立処分場 ・大島一般廃棄物最終処分場
⑤再資源化	金属	引き取り業者によって再資源化	《引き取り業者》 ・〇〇
⑥適正処理	津波堆積物	津波堆積物の組成を分析し、適宜焼却、埋立、再資源化により適正処分	「②再資源化」、「③焼却施設等」、「④最終処分場」等の対応に基づく。
⑦再資源化	廃家電	小型家電リサイクル法に基づいた再資源化	《引き取り業者》 ・〇〇
⑧適正処理	有害廃棄物	専門処理業者に委託	《引き取り業者》 ・〇〇
⑨適正処理	適正処理困難物	専門処理業者に委託	《引き取り業者》 ・〇〇
⑩再資源化	廃自動車	自動車リサイクル法に基づいた再資源化	《引き取り業者》 ・〇〇

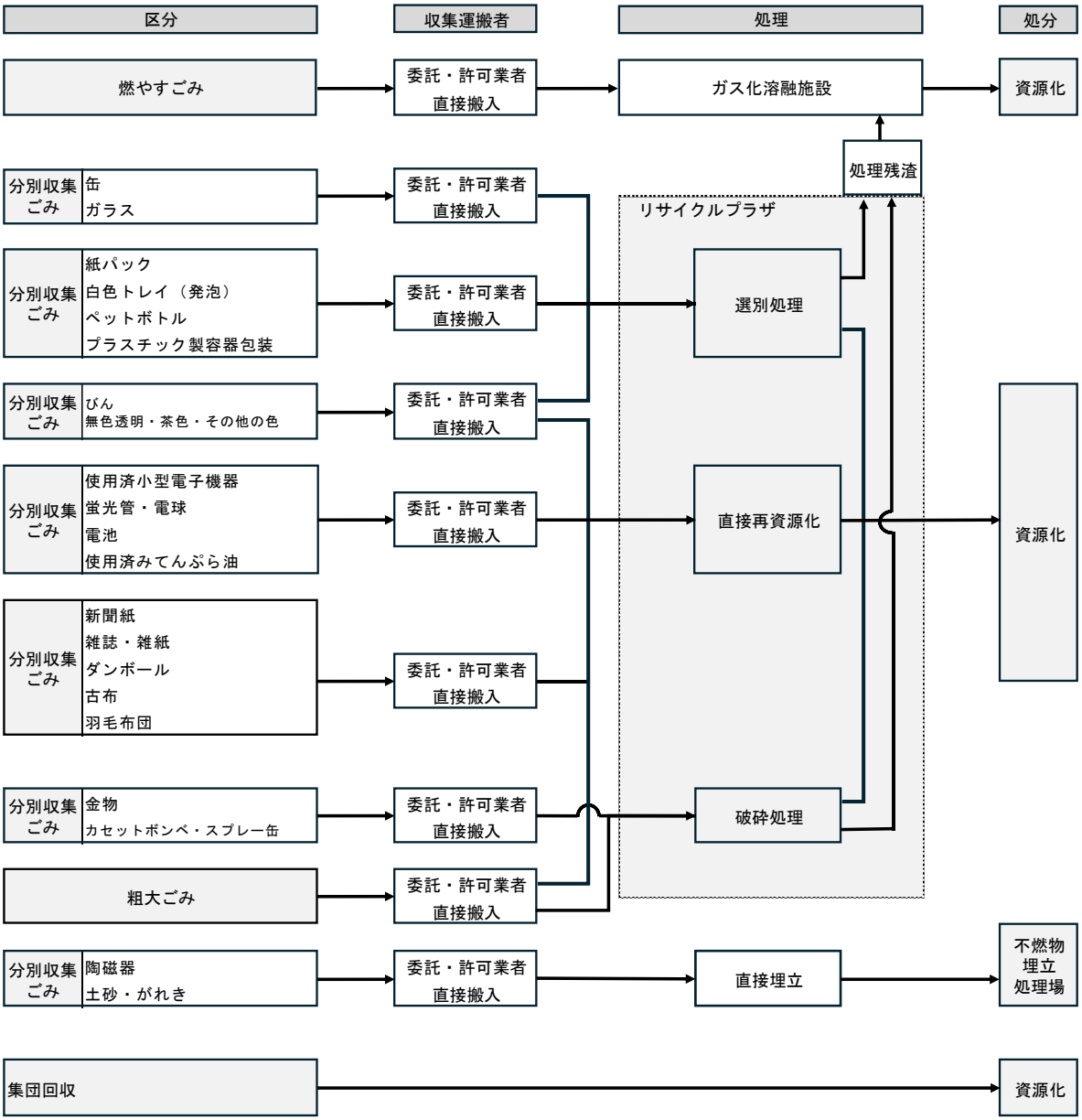
※本表の「項目」に記載した内容は、図 8-1における「処理、処分及び再資源化」の記載と同様の内容を意味する。

※参考資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」

3　通常のごみ

通常のごみ処理フローを次に示す。

災害廃棄物等の発生量、性状及び既存ごみ処理施設の処理可能量を踏まえ、通常のごみ処理と合わせて災害廃棄物等の処理も実施する。



※引用資料：「宗像市一般廃棄物処理計画（令和７年３月）」

図 8-2　通常のごみ処理フロー

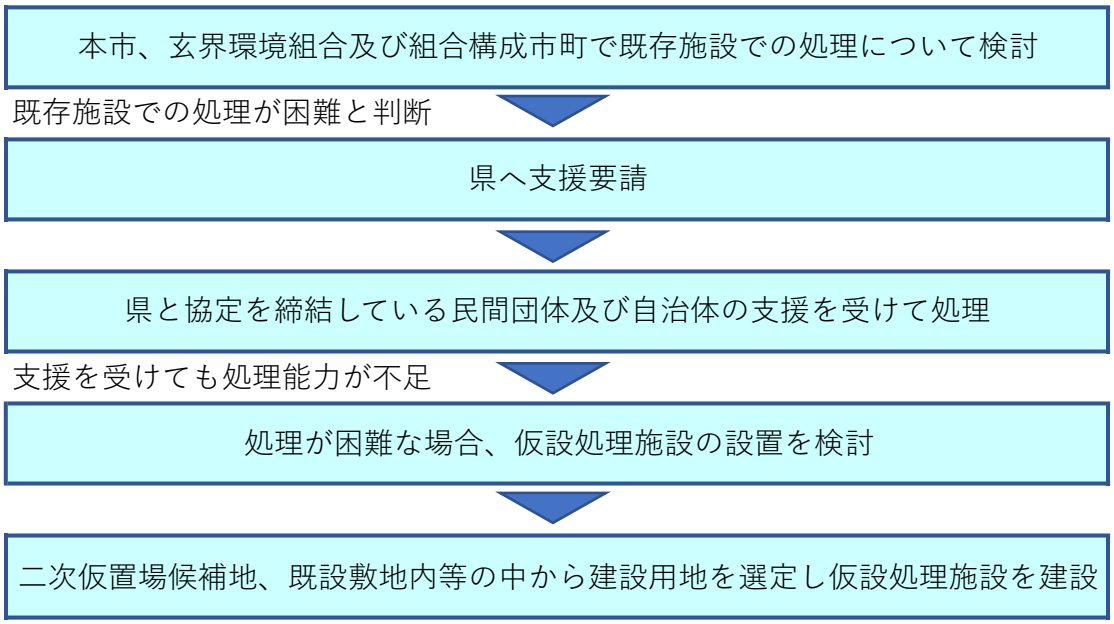
第４節　仮設処理施設

１　仮設処理施設設置の判断

災害廃棄物処理計画に基づき、仮設処理施設設置の判断は次のとおりとする。

可燃物の焼却において、既存の焼却施設のみでは処理能力が不足する場合には、仮設焼却炉の設置を検討する。仮設焼却炉の規模は、廃棄物量、処理期間のバランス、発災直後の既存施設の処理能力等を考慮して設定する。

仮設焼却炉の設置場所は、既存インフラ（水道、電気等）が活用できることなどから、既存の焼却施設の敷地内及び隣地に設置する方が効率的である。やむを得ず、二次仮置場等に設置する場合にも、生活環境保全上支障が生じないよう配慮する。

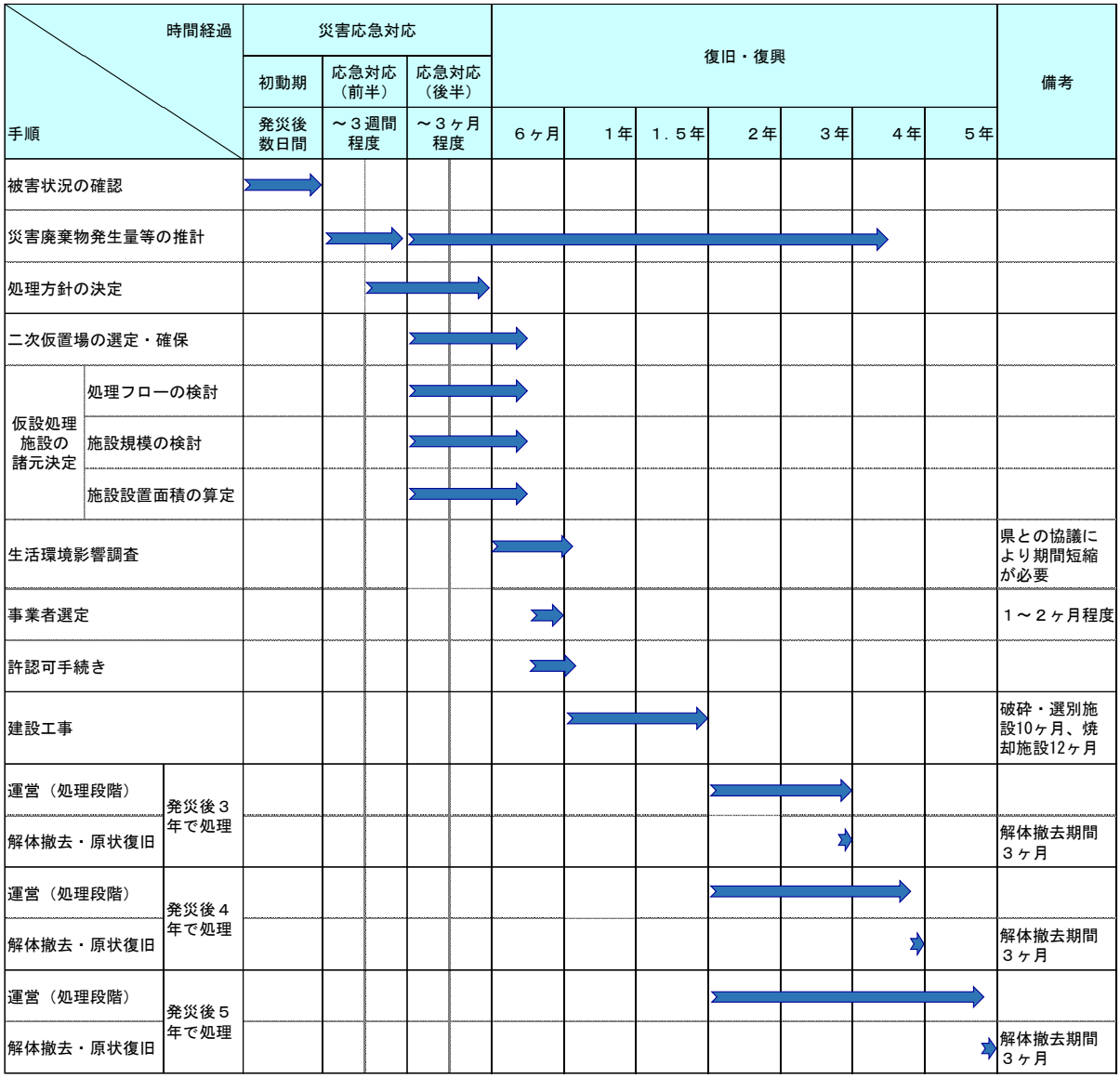


※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-5】（平成 31 年４月１日）」

図 8-3　仮設処理施設設置の判断フロー

2　仮設処理施設設置の手続

仮設処理施設設置の手続を次に示す。



※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-5】（平成 31 年４月１日）」

図 8-4　災害廃棄物等の処理スケジュール（仮設処理施設の設置を含む）

第９章　し尿処理

第１節　し尿収集量

し尿については、上下水道施設等が被災することで、水洗トイレが利用できなくなるため、避難所等に設置する仮設トイレの利用が増加し、そこから発生するし尿量が増加することが想定される。

災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-3】（令和２年３月 31 日）に基づき、災害により発生するし尿収集量の推計方法を次に示す。

また、し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、処理施設において処理する。市のみで収集及び処理が困難なときは、県に対し、県内市町村等との広域処理のための支援を求める。

【し尿収集量　推計式】

し尿収集量
＝災害時におけるし尿収集必要人数（人）×１人１日平均排出量（L/人・日）
Ａ　仮設トイレ必要人数（人）
＝Ａ1 避難者数＋Ａ2 断水による仮設トイレ必要人数
Ａ2　断水による仮設トイレ必要人数（人）
＝【水洗化人口－避難者数×（水洗化人口÷総人口)】
×上水道支障率×（1/2）
〇水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する市民数
〇総人口：水洗化人口＋非水洗化人口
〇上水道支障率：地震による上水道の被害率（　　）％
※(　　)に被災状況を調査し記載
〇1/2：断水により仮設トイレを利用する市民数は、上水道の供給に支障が生じた人口のうち 50%と仮定した場合
Ｂ　非水洗化区域し尿収集人口（人）
＝汲み取り人口－避難者数×（汲み取り人口÷総人口）
〇汲み取り人口＝計画収集人口
ｈ　１人１日平均排出量＝(　　)L/人・日
※(　　)に本市における直近の実績を記載（災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-3】の参考値：1.7Ｌ/人・日）

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-3】（令和２年３月 31 日)」

第２節　仮設トイレの必要基数

（１）仮設トイレの必要基数

災害時の仮設トイレ必要基数の推計式を次に示す。

仮設トイレ必要基数（基）
　＝仮設トイレ必要人数（人）÷仮設トイレ設置目安（人／基）
〇仮設トイレ必要人数＝第１節し尿収集量推計式Ａより
〇仮設トイレ設置目安＝仮設トイレの容量／し尿の１ 人１ 日平均排出量／収集計画）
〇仮設トイレの平均的容量　：※400Ｌ
〇し尿の１人１日平均排出量：※1.7Ｌ／人・日
〇収集計画　：3 日に１ 回の収集と仮定
※参考資料：災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-3】

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-3】（令和２年３月 31 日）」

（２）仮設トイレ等備蓄数

仮設トイレ等の配備状況については「宗像市地域防災計画 資料編」の「２-６資機材配備状況一覧表」を確認する。

（１）において算出した仮設トイレ数を踏まえ不足する仮設トイレはリース会社等から調達するが、調達できないときは、他市町村及び県に要請する。

また、必要に応じて自走式トイレカーの配置を行う。

第１０章　市民への広報及び啓発

第１節　広報及び啓発の内容

災害時において、円滑に災害廃棄物等を処理し早期の復旧及び復興を図るため、市民への広報及び啓発は不可欠である。次に示す広報及び啓発を実施し、市民が冷静に迅速に対処できるよう配慮する。

表 １０-１　災害廃棄物等の処理に関する広報及び啓発の内容

項　目	内容
平時の啓発	災害時の行動マニュアルの配付及びホームページでの公表 広報、パンフレット等を用いた定期的な啓発
収集及び分別方法	【初動期の収集運搬停止及び開始時期】 家庭ごみ排出の一時制限、家庭での保管期間及び収集開始時期 【家庭系ごみ】 〇収集方法 ・収集の開始時期及び排出場所 ・分別方法（分別区分） 〇処理困難物の排出方法 【災害廃棄物等】 〇災害廃棄物等 ・敷地内での保管及び撤去に係る方法 ・分別方法（分別区分） ・取扱い上の注意及び安全対策 〇処理困難物の排出方法 【し尿】 ・収集方法 ・仮設トイレ等の設置場所、使用方法等
損壊家屋	・解体、撤去に係る申請、方法、支援内容等 ・税法上の扱い、特例、補助金等
住民専用集積所 一次仮置場	・場所、搬入時間、曜日等 ・経路（場外及び場内）、案内図、配置図等 ・排出方法、分別区分等 ・持込んではいけないもの
避難所	・ごみの発生抑制、分別、排出方法等 ・ごみの集積所
市への問合わせ方法	・相談窓口の場所及び連絡方法
留意事項	〇災害廃棄物等であることの証明方法 ・住所記載の身分証明書、罹災証明書、被害届出証明書等 〇禁止事項 ・便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄、野焼き等

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 25-1】（令和２年３月 31 日）」

第２節　広報及び啓発手段

発災時には次に示す方法で広報及び啓発を図る。また、適切な分別排出のために、平時から災害廃棄物等の収集方法等を市民に啓発するとともに周知を徹底する。

表 １０-２　市民への広報及び啓発手段

情報伝達方法	内　容
デジタル媒体	市ホームページ、電話、防災行政無線、市内の施設で利用できる Wi-Fi、SNS（「X」、「LINE」など）、ｄボタン広報誌、むなかた NOW 等
アナログ媒体	広報紙、掲示板、回覧板、パンフレット、チラシ、ポスター（避難所及び電柱看板での掲示）等
マスメディア等	テレビ、ラジオ、新聞等
その他	広報車を通じた広報及び防災（避難）訓練
平時の啓発	市ホームページ、広報紙、パンフレット等を用いて平時から災害発生時の災害廃棄物等への対応を啓発

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 25-1】（令和２年３月 31 日）」

第３節　被災者相談窓口の開設

統括部（危機管理課）は市庁舎、指定避難所を開設し市民、被災者又はその関係者からの障害物の除去、災害廃棄物等の収集運搬、処理、処分、家屋の解体撤去等に関する相談及び問合せ受付業務を実施する。

相談において知り得た個人情報については必要最低限の限られた範囲での利用とし、データの流出防止等、情報管理の適切な措置を講じる。

表 １０-３　相談内容（例）

内容
・災害廃棄物、し尿等の収集及び処理に関すること ・被災地の清掃及び消毒に関すること ・上・下水道の修理に関すること ・住宅の応急復旧に関すること ・道路の障害物除去及び応急復旧に関すること ・罹災証明書及び被害届出証明書の発行に関すること　等

※参考資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」